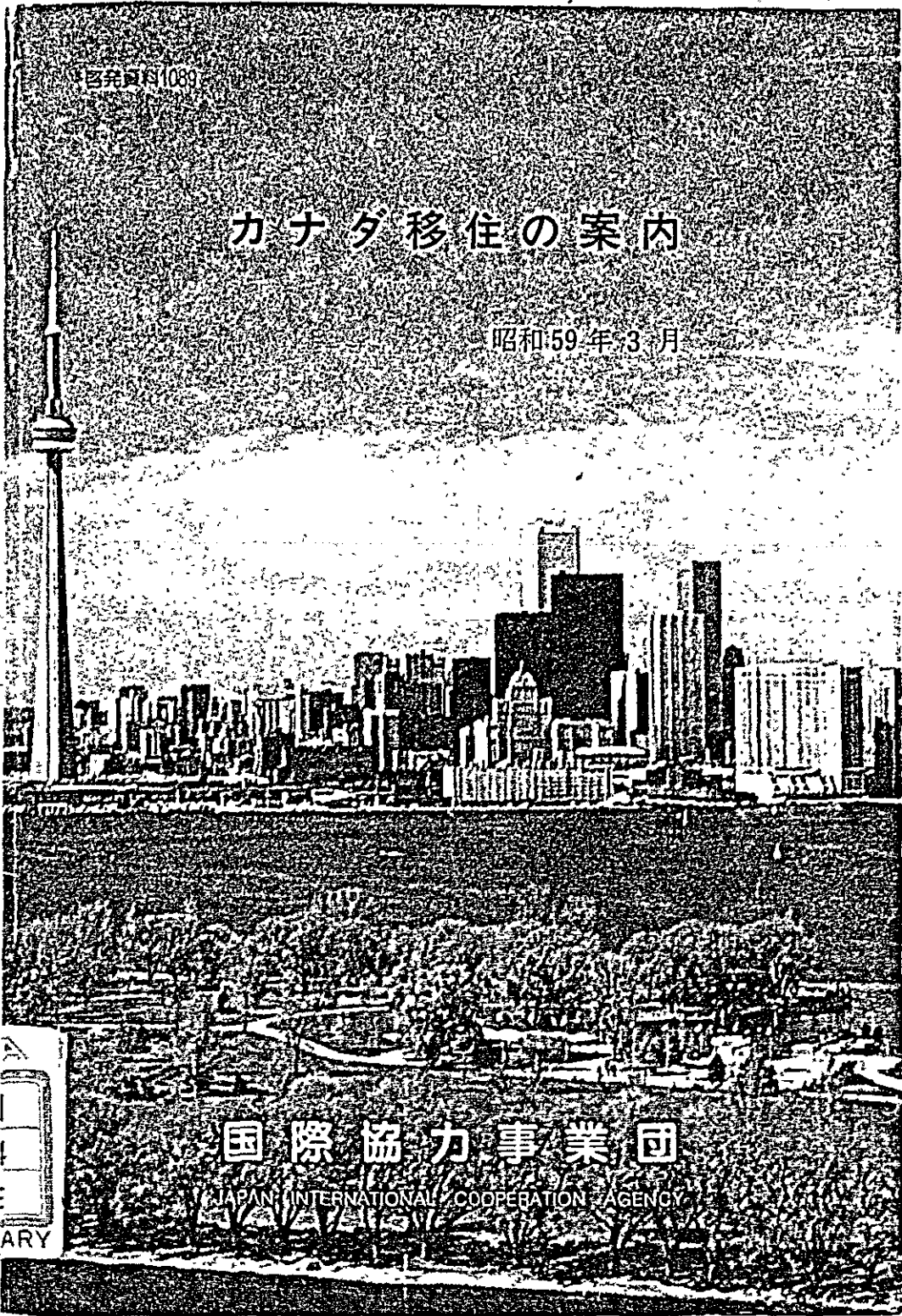


客発資料1089

# カナダ移住の案内

昭和59年3月



国際協力事業団

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY



国際協力事業団	
受入 月日 '84. 6. 29	801
	23.4
登録No. 10461	ESE

(表紙) Toronto Harbour View

## は し が き

カナダは1867年の連邦成立以来、世界各国から1,000万人以上の移住者を受け入れてきました。まさに「移住者の国」です。それだけに、カナダ政府による多種多様の移住者援助システムは大変よく整えられています。しかし一番大切なことは、自らの道を一步一步自らの手で切り拓く積極的な姿勢であることはいうまでもありません。

カナダにおいて移住者がその能力を発揮することは、本人の幸せを築くとともにカナダの発展に寄与することであり、ひいては国際協力の重要な一翼をになうものとなるでしょう。

この小冊子「カナダ移住の案内」は、カナダ国資料、トロント駐在員報告書、現地移住相談員レポート等によりカナダ移住についての手続き、カナダでの生活等についてわかり易く解説したものです。移住を志す皆様のお役に立てば幸いです。

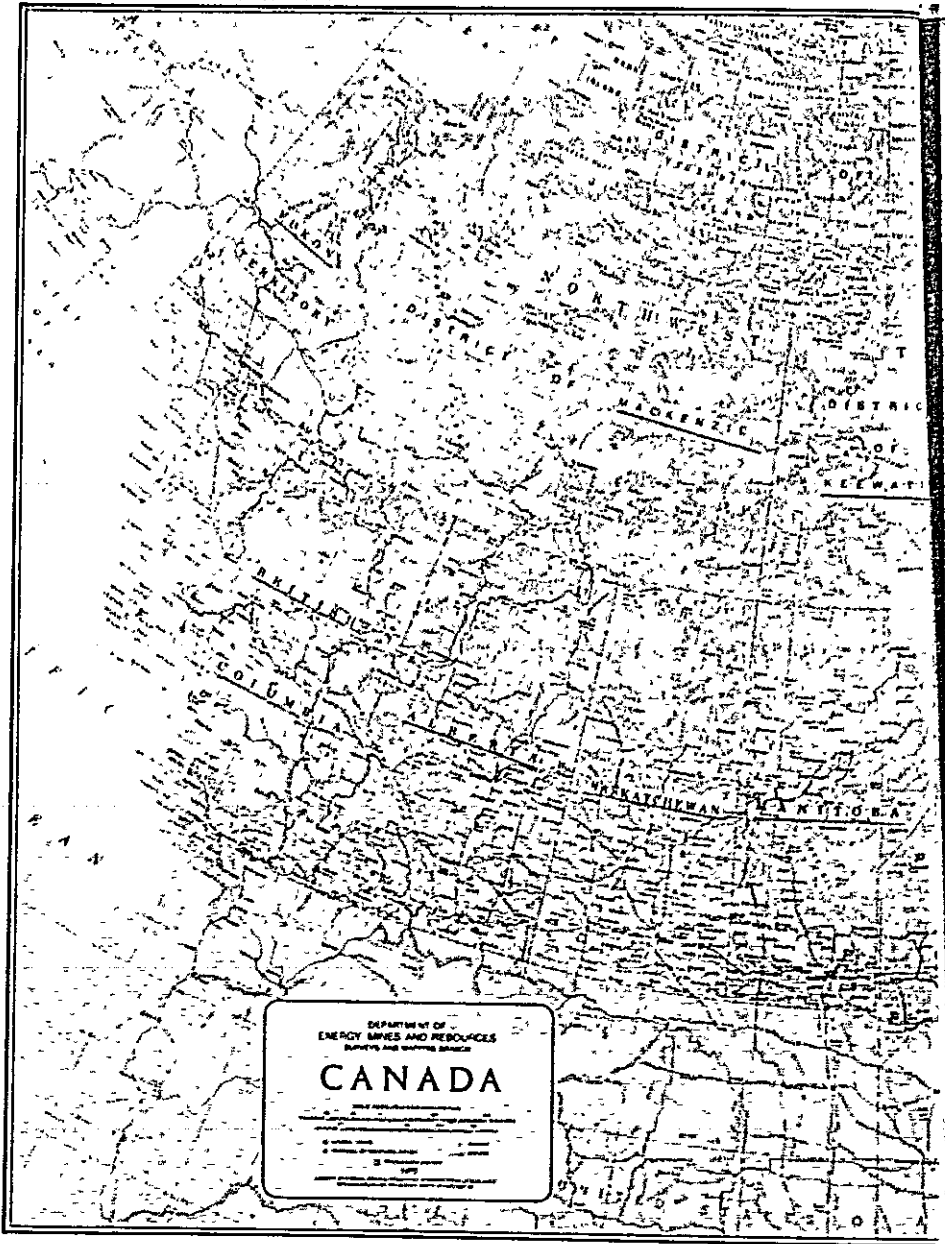
昭和59年3月

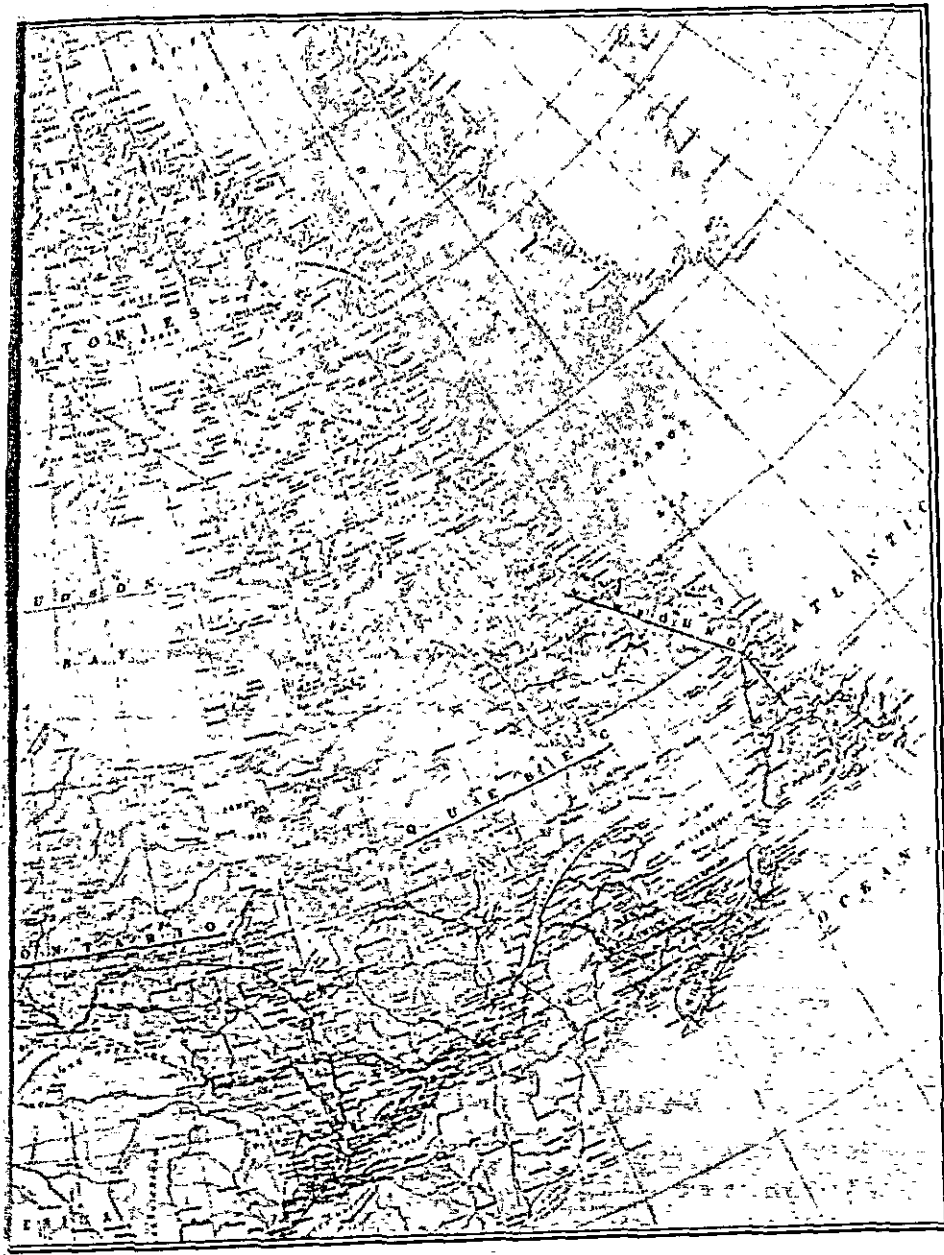
移住事業部

JICA LIBRARY



1035638[4]



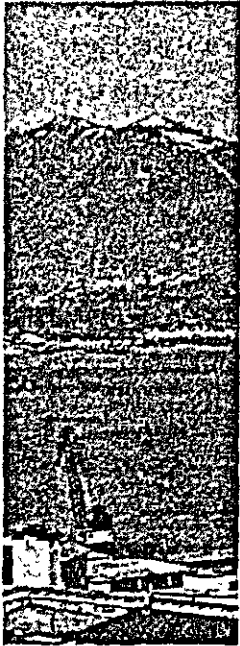




(Vancouver)

目次

第1部 移住者の国カナダ	6
1. カナダの一般事情	6
2. カナダの主要都市	11
3. 日系カナダ人の歩みと日本とカナダの関係	14
4. 年度別移住者推移表	15
第2部 カナダ移住の実際	16
1. カナダの移住政策と移住者 受入れ機構	16
2. カナダ移民法	17
3. 職種と資格	24
第3部 移住手続と現地到着	26
1. 移住相談と申込み	26
2. 審査から査証付与まで	26
3. カナダ移住者トレーニング・コースの案内	27
4. 出発前の準備	28
5. 現地到着	31



### ＜カナダという国＞

15世紀後半、コロンブスをはじめとする探険家達が発見した北米大陸にヨーロッパ人が移り住み始めました。魚と毛皮の宝庫であることに目をつけた商人たちが居住しはじめ、やがて、“アカディア”と呼ばれた大西洋岸の地域とセントローレンス河に沿った肥沃な土地に植民地を築きあげました。

当時ヨーロッパでその覇を争っていた英・仏両国はここでもその覇権を争い、1763年のパリ条約では英領と認められたものの、フランス系住民の多いケベック州では今もフランス系カナダ人の独立意識が強く残っています。

しかし、アメリカ合衆国との対抗、英本国からの独立闘争が激しくなることにより、英・仏両系の団結が必要となり、1867年7月1日、ノバスコシア、ニューファンドランド、ロウラー・カナダ（現在のケベック州）、アッパー・カナダ（現在のオンタリオ州）の4自治州が連邦国家をつくりました。1949年大西洋岸の連邦加入により、10州2準州からなる現在のカナダが完成しました。

## 第4部 カナダの生活 ..... 35

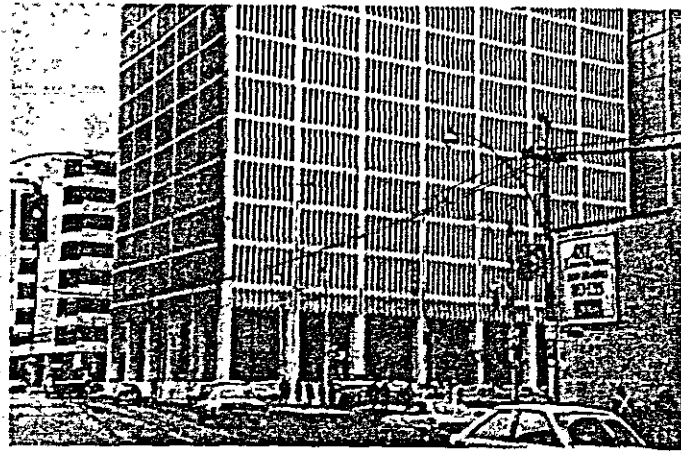
1. 就 職 .....	35	7. 税 金 .....	41
2. 賃金と労働事情 .....	35	8. 市民権、結婚、兵役 .....	42
3. 教育および訓練 .....	37	9. 祝 祭 日 .....	43
4. 社会保障制度 .....	38	10. 免 許 .....	43
5. 医療保険 .....	39	11. 買物と生活 .....	44
6. 民間営業保険 .....	40	12. 住宅事情 .....	46

(参考資料) 1. カナダ移住手続業務の流れ .....	51
2. 職業者についての考え方と働き方 .....	52
3. 在カナダ日本公館等一覧 .....	64
4. 日系組織・団体等一覧 .....	65
5. 主要エンプロイメント・センター事務所一覧 .....	66
6. 国際協力事業団国内機関一覧 .....	67
7. トロント・ダウンタウンマップ .....	68
8. 企業者移住のための「事業計画書」作成についての留意事項 .....	70
9. 短期ホームステイ制度「実地体験」(抄) .....	71
10. 州および準州の概観 .....	75
(付)カナダへの企業・自営業者の移住について .....	73

## 第1部 移住者の国カナダ

### 1. カナダの一般事情

カナダは1867年に成立した連邦国家で、面積997.6万km<sup>2</sup>とソ連について世界第2の広さを持つ国であります。人口は1981年国勢調査で約2,434万人です。広大な国土と豊富な地下資源を考えると人的資源（Manpower）の不足がこの国の発展にとって深刻な問題です。この事実を反映して、最近でも年間10数万人程度の移住者を世界各国から受け入れております。このため人種問題、特に、少数民族対策がカナダの課題ですが、カナダではカナディアン・モザイクと呼ばれる世界にも先例を見ない“多様民族・文化国家”を目指しています。カナダは北米大陸の北部に位置するため気候は概して冷涼ですが、ブリティッシュ・コロンビア州（以下B.C.州）の南部の太平洋沿岸地域は海流の影響を受け温暖な気候です。内陸部は典型的な大陸性気候で夏季は30℃を越える高温となることもある一方、冬期は-20~-30℃の厳寒となります。広大な国土の



外務省移民局オンタリオ州事務所。ビザの申請、市民権  
取得手続等もここで取扱われる（オンタリオ州トロント市）



大部分はこうした厳しい自然条件下にあります。国土の開発はまだ十分でない状態で開発への有用な労働力を必要としています。カナダが持つ豊富な地下資源及び森林資源は世界各国に輸出され、自由社会で高い生活水準を誇る高福祉国家の源となっています。

しかし、大資源国だけに資源輸出に頼るところが大きく、このことが製造業で遅れをとっている大きな原因の一つであり、現在では工業国としての発展に全力を傾けています。

また、カナダの経済は米国に大きく依存しており、カナダの輸出入各総額の約90%を米国が占め、米巨大企業が各業界を牛耳っています。“カナダの主体性”つまり、米国一辺倒の関係からの脱出はカナダの大きな外交課題であり、近年特に対共産圏外交、対発展途上国関係、対日接近策などと独自の地歩を着実に歩み続けています。

(1) カナダ州別人口（1981年7月）

州及び準州名	単位 千人	
	人口	比率
ニューブランズウィック	696	2.9%
プリンス・エドワード・アイランド	123	0.5
ニューファンドランド	568	2.3
ノバ・スコシア	847	3.5
ケベック	6,438	26.4
オンタリオ	8,625	35.4
マニトバ	1,026	4.2
サスカチワン	968	4.0
アルバータ	2,238	9.2
ブリティッシュ・コロンビア	2,744	11.3
ユーコン準州	23	0.1
ノース・ウエスト準州	46	0.2
計	24,342	1000

（1981年国勢調査）

## (2) 母国語別人口 (1981年)

(単位千人)

	人 口	%		人 口	%
日 本 語	20	0.1	ハンガリー語	84	0.3
英 語	14,918	61.3	スカンジナビア各語	68	0.3
仏 語	6,249	25.7	インド・パキスタン語	117	0.5
イタリア語	529	2.2	ユーゴスラビア語	43	0.2
ドイツ語	523	2.1	スペイン語	70	0.3
ウクライナ語	292	1.2	インデアン語	146	0.6
中 国 語	224	0.9	エスキモー語		
ポルトガル語	166	0.7	その他各語	486	2.0
オランダ語	157	0.6	人 口 台 計	24,343	1000
ポーランド語	128	0.5			
ギリシャ語	123	0.5			

(1981年国勢調査)

## (3) 主要都市平均気温

単位 °C

都 市 名 (州名)	1月平均	7月平均	降雨量 mm
セイントジョンズ (ニューファンドランド)	- 3.8	15.3	1,511.5
ジャロットタウン (プリンスエドワードアイランド)	- 6.7	18.4	1,127.8
ハリファックス (ノバ・スコシア)	- 3.2	18.3	1,318.8
セイント・ジョン (ニューブランズウィック)	- 7.1	17.1	1,400.3
モントリオール (ケベック)	- 8.9	21.6	999.0
トロント (オンタリオ)	- 4.4	21.8	789.9
ウィニペグ (マニトバ)	- 18.3	19.7	535.2
リジャイナ (サスカチュワン)	- 17.3	18.9	397.9
エドモントン (アルバータ)	- 14.7	17.5	446.5
バンクーバー (B.C.)	2.4	17.4	1,068.1

1980-81  
(Canada Year Book)

## (4) 1982年カナダの主要輸出・入品目

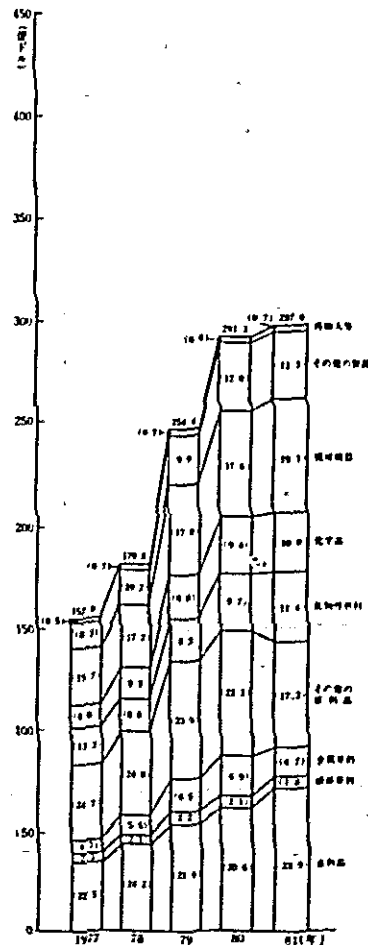
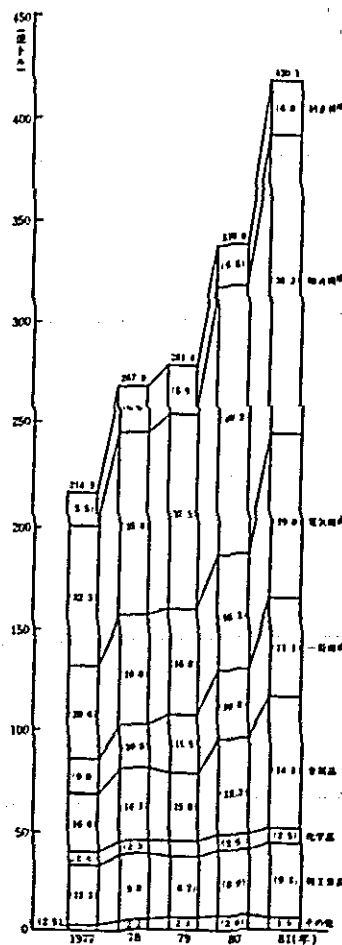
輸出品	百万\$	%	輸入品	百万\$	%
・生体畜類	326	0.4	・生体畜類	142	0.2
・農牧生産物	9,894	12.2	・農牧生産物	4,798	7.1
肉及び魚	2,360	2.9	肉及び魚	678	1.0
小麦	4,284	5.3	果物・野菜	1,874	2.8
その他	3,250	4.0	粗糖	251	0.4
・鉱産物	14,760	18.1	コーヒー	406	0.6
金属鉱石、金属	3,172	3.9	その他	1,589	2.3
石油原油	2,729	3.4	・鉱産物	8,673	12.9
天然ガス	4,755	5.8	金属鉱石	1,492	2.2
その他	4,104	5.0	石炭	932	1.4
・原材料	27,883	34.2	石油原油	4,950	7.3
木材	2,911	3.6	その他	1,299	2.0
パルプ	3,220	4.0	・原材料	11,794	17.5
新聞紙	4,085	5.0	木材及び紙	871	1.3
化学製品	4,073	5.0	繊維	1,193	1.8
石油、石炭製品	2,510	3.1	石油石炭製品	863	1.3
鉄及び鋼	1,969	2.4	化学製品	3,584	5.3
非鉄金属	4,814	5.9	鉄及び鋼	1,238	1.8
その他	4,301	5.2	非鉄金属	1,594	2.4
・加工品	28,337	34.8	その他	2,451	3.6
工業機械	2,480	3.0	・加工品	40,933	60.8
農業機械	651	0.8	工業機械	5,657	8.4
自動車	11,310	13.9	農業機械	1,689	2.5
自動車部品	4,855	6.0	自動車	5,422	8.0
その他	9,041	11.1	自動車部品	9,215	13.7
・その他	264	0.3	通信機械装置	2,578	3.8
計	81,464	100.0	事務用機器	2,864	4.3
			衣料	1,069	1.6
			その他	12,439	18.5
			・その他	1,015	1.5
			計	67,355	100.0

1982  
(STATISTICS CANADA)

(5) 日本の対カナダ貿易の推移 品目別構成

輸出

輸入



(資料: 1982年版「通商白書」)

## 2. カナダの主要都市

※ 州および準州の概観については75ページをご覧ください。

### (1) バンクーバー (Vancouver)

バンクーバーは東洋にひらかれた西の玄関港で、人口約127万人

(1981年)を擁するカナダ第3の都市です。B.C.州の金融・商工業の中心で、漁業・鋳業・製材業が主要産業です。エドモントンから続くロッキー越えの石油パイプラインが1953年に完成しています。日本とも移住を通じて明治時代より接触のある町で、現在も日本人移住者のカナダ到着の地であるばかりでなく、日本の風土と比較的似ている点もあり、1万人以上の日系人がこの町を中心に各分野で活躍しています。トロントに比べ一般的に給与は高額です。

### (2) エドモントン (Edmonton)

アルバータ州の州都で、毛皮交換の町として発達して来ましたが、現在ではアルバータ州北部の石油産業の中心として、人口も66万人を超える新興工業都市となりました。アルバータ州北部はカナダ全体の70%の石油を産出しており、こうした北方開発の中心としてエドモントンは更に発展することが期待されています。北緯53度を越す高緯度に位置するため冬期は極めて寒く各種活動がストップするのが欠点です。日系人の数は少ないようです。

### (3) カルガリー (Calgary)

ロッキー山脈のふもとに位置するカルガリーは観光都市としての魅力が充分です。現に世界に名の知られたバンフ国立公園まで車で約2時間という立地条件にめぐまれています。同時に、南部アルバータはカナダ第1の肉牛地帯で、カルガリーも製肉出荷の中心として発達して来ました。またこの地方は小麦生産地帯でもあるため製粉業も盛んです。こうした農産品加工業以外に、最近、石油が発見されたこともあり、製油精製等工業分野での発達も著しいといえましょう。人口は現在約59万人ですが活発な経済を反映して人口増加率はカナダでもトップクラスです。南方200kmにレスブリッジ、ボクソウルなどがあり、この町にも近年日系人の数が増加し

つつあります。

(4) ウィニペグ (Winnipeg)

マニトバ州の州都、人口約60万人のカナダ第4の都市です。この町は広大な大平原の東端に位置し、カナダ西部開拓の中心として発達して来ました。カナダ小麦の集散地であり、世界でも屈指の穀物取引所を持っています。他に製肉業・製材業などが盛んです。中国人を中心とする東洋系人種の多い町でもあり、約1千人が在住しています。

(5) トロント (Toronto)

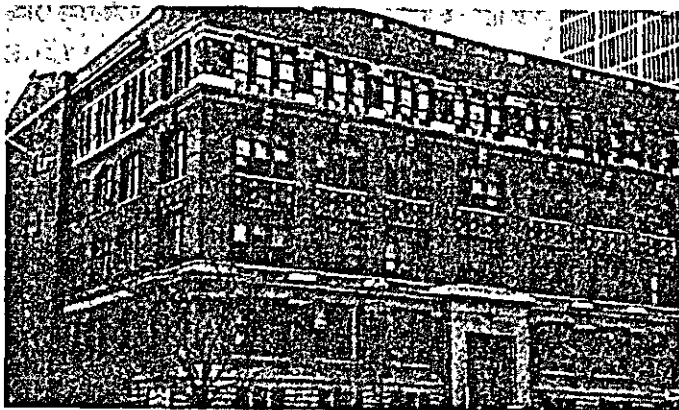
オンタリオ湖岸に位置するトロントは人口約300万人で、モンリオールを抜き、カナダ第1の都市です。7千以上の工場および数百の下請け工場を有するカナダ工業の心臓部です。カナダ最初の地下鉄ができた町でもあり、伝統的なヨーロッパの気風が強いカナダの中ではもっともアメリカ風で、活動的な町です。日本からの移住者も商工業の中心であるトロントで仕事を見付ける割合が高く、この町の日系人の数は2万人近くおり、今後増加すると考えられます。

(6) ハミルトン (Hamilton)

オンタリオ湖の西端に位置し、トロントと共にカナダ第1の工業地帯を形成しています。650以上の各種工場があり、特に製鉄関係工業はカナダ第1です。又、ナイアガラ地区の豊富な野菜・果樹等の集荷の中心地でもあります。トロントの衛星都市として日系人の数も増えて来ています。人口は約54万人です。

(7) オタワ (Ottawa)

オタワはカナダの首都ですが、この地が首都に選ばれた理由は、丁度フランス文化(ケベック州)とイギリス文化(オンタリオ州)の接点に位置することによります。更にその美しい自然は首都の威厳を充分にそなえています。人口約72万の都市ですが、政治都市の体裁を保つために工場の進出を禁じており、政治と産業の分離など新しい都市行政の一端を示しています。そのようなこともあり、この地で日系移住者が定着するにはサービス業関係以外の職種では一般的に難しいと思われれます。



到着初期移住者のための“よろず相談所”。州立ウエルカム・ハウス（オンタリオ州トロント市）

(8) モントリオール（Montreal）

人口283万人を擁するカナダ第2の大都市であると共に国際都市としても世界有数です。トロントと共にカナダの金融・商業・工業の中核で、石油精製および石油化学工業・繊維工業などにおいてはカナダ第1の工業都市トロントをしのいでいます。なお、トロント同様にモントリオールにも地下鉄が走っています。モントリオールの位置するケベック州はフランス文化を強く受けついでおり、住民もフランス系が大半を占めています。そのためモントリオールはフランス語が話される都市としてはパリに次いで世界第2位になります。フランス文化の影響を強く受けた美しい町のたたずまいはトロントやアメリカの大都市とは大きな相違があり、この町を訪れる観光客の数も多く、観光都市としても更に発展するでしょう。日系人の数は数百人と推定されています。この都市はフランス語圏で、2カ国語（英語、仏語）を話せなければ実際一人前とはみなされないといった節もあり、日本人新移住者の流入はあまり多くありません。

(9) ケベック（Quebec）

カナダにおけるフランス系植民地として1608年以來、その中心として発達して来ましたが、近年はその地位をモントリオールにゆずり、主たる産業もなく静かな観光都市として知られています。モントリオール以上に

頑固にフランス文化を守っており、その保守性はかたくなで容易にフランス人以外の定着を許しません。人口約5・8万の都市であります但日系人の数は極めて少ないようです。

(注) 人口は1981年国勢調査

### 3. 日系カナダ人の歩みと日本とカナダの関係

明治の初め、一人の日本人青年が外国貨物船の乗組員としてカナダに渡り、バンクーバー近辺に住みついたのが日本人カナダ移住史の第1ページです。その後、炭坑労働者や、アメリカ村として知られる和歌山県三尾の漁師がバンクーバーおよびその近郊に移住し、小さな日系社会を形成していったのです。この日系社会は小さく閉鎖的ではありましたが、日本人の本来の正直さと勤勉さで一步一步発展を続けたのです。フレーザー河流域に進出した農業移住者の一団は更に日系社会の基盤を確固としたものに築き上げていったのですが、アメリカ合衆国西岸諸州に火の手を上げた有色人種排斥運動がカナダB・C・州にも影響を与え、移住者制限その他の差別的措置が講じられ、1928年には移住者数は呼寄せを含めて年間150名に制限されました。

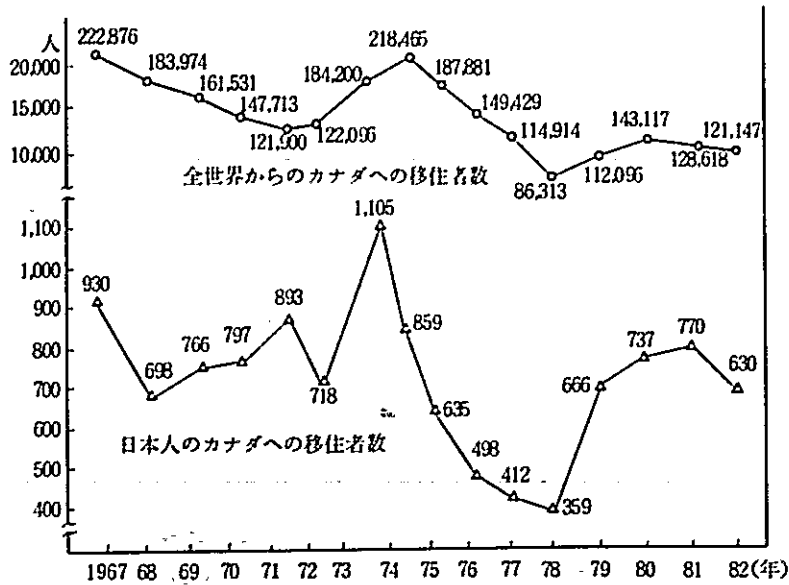
移住者数は制限されたものの、農村を中心に堅実な発展を続けていた日系人社会の上に大きな破綻をもたらしたのは第二次世界大戦でした。“日本人は帰化人、二世をも含めて全員太平洋岸から100マイル以遠に移動せしめる”ことが決定され、財産の売却処分（実際は強制没収に近い）や強制収容が行なわれたのです。その結果、東部諸州に分散した日系人は再びその勤勉さと努力によってカナダ社会にその足場を築き、二世の各方面での活躍と重なって今では日系人に対するカナダ人の目は好意だけではなく、賞賛と尊敬にかわってきました。1962年にカナダは移民法施行規則を改正し、人種や膚の色、宗教の違いにかかわらず優秀な人材を移住者として受け入れるようになりました。日本からの移住者も1967年～1982年の15カ年間で約11,500名を数え、先輩移住者や二・三世と共にカナダ社会の担い手として各分野で活躍しています。

明治時代から日本人が移住していたにもかかわらず、日本ではカナダのことはあまり知られておりません。しかし、日本とカナダは太平洋を隔てた



隣国として貿易では互いに補完的な関係にあります。日本はカナダの貿易相手国としてアメリカに次ぎ第2位であるばかりでなく政治、文化面での交流も盛んで、カナダ・アメリカ・日本などの「環太平洋国家」のつながりの必要性が強調されています。

#### 4. 年度別移住者推移表



## 第2部 カナダ移住の実際

### 1. カナダの移住政策と移住者の受入れ機構

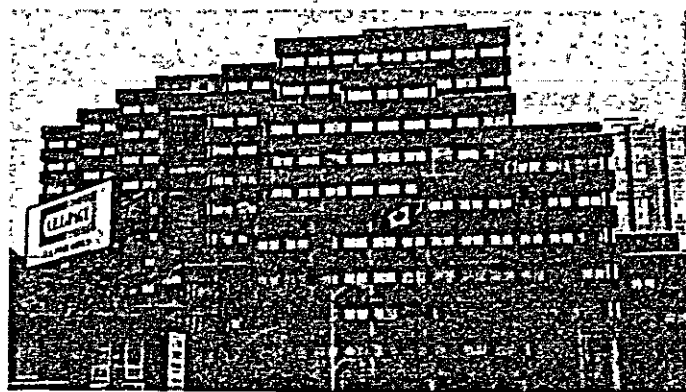
カナダの移住政策は、1978年4月10日に施行されたカナダ移民法により実施されてきましたが、近年、世界的な不況の影響で国内の労働事情は悪化し、高い失業率に悩んでいます。このような事情により、従来オープン・プレースメント方式で受け入れられていた自主申請者（independent applicants）のうち、同国の労働市場の需要を満たす職種に従事する移住者については、その受入を一時的に制限することになりました。

現在、カナダの移住政策は次の趣旨にそって実施されています。

#### 1) 企業移住等の促進

労働者に雇用の機会を与える事業を設立し、まとまった外資、新しい技術や専門の技術をもたらす企業移住者および自営業者の受入を積極的に行っています。

具体的には、これらの申請手続きの優先的処理、送出国への企業移住推進



雇用移民名のオンタリオ州事務所  
(オンタリオ州トロント市)

担当官の派遣、入国仮許可方式などの対策がとられています。

## 2) 既移住者の定着、援護のための諸施策

受け入れた移住者の定着、安定を計るために、入国間もない移住者、失業中の移住者を対象に語学訓練を行っています。また、移住者の雇用促進と拡大を計るNEED(New Employment Expansion and Development)計画、難民や一般移住者に対する就職援助や語学訓練手当の補助なども実施しています。この他、移住者の住居、食糧、衣料、移動問題などを含む経済援助計画も検討され、難民対策の一環として就職準備に必要なAAP(Adjustment Assistance Program)基金も設立されています。

以上のように、1984年の移住受入政策は、確実性を重視したもので、雇用移民大臣JOHN ROBERTSの発表によると、90,000人～95,000人が受入枠となっています。

## 2. カナダ移民法

1978年4月10日に施行されたカナダ移民法および同規則の概要は次の通りです。

### 1) 移住者数水準の決定

1952年実施された旧移民法には、一定期間内にカナダが不自由なく受入れる移住者数についての規定がありませんでしたが、受入移住者の変動が労働市場計画、住宅、学校その他地域社会へのサービス面での逼迫などの問題をもたらしました。

新移民法は、これら諸問題解決の一助として、移住者をカナダ労働市場の需要及び受入規模、成長率乃至カナダ人口の地理的分布にリンクさせることにしております。

### 2) 連邦政府及び州政府間の協議

移住者は、カナダの人口成長および地域的发展に貢献するところ大きく、地域および各州の施策に強力なインパクトを与えて来たことにより、新移民法第109条では、連邦政府が国内各地への移住者の割当および定住について州政府と協議する法的根拠を規定しております。

### 3) 入国許可移民種別

新移民法第6条は、次の3つの入国許可基本種別を設けております。

- (1) FAMILY CLASS(旧法の SPONSORED CLASSに同じ)18才以上のカナダ市民又は永住者は、資格ある親族の呼寄せスポンサーになれます。

本クラスの申請者は点数制により評価されることはありませんが、健康、性格について基本的標準に達していることが求められます。

スポンサーは移民査証発給前に、申請者および同伴の被扶養者の住居、生活保護を最高10年に至る或る期間保証する旨の誓約書の提出を要求されます。

- (2) CONVENTION REFUGEES(難民条約による難民)

国際連合難民の地位協定の定義に該当する難民の受入れを国内法的に法文化しております。

非政府機関が条約難民を受入れる場合は、1年間食料および住居を用意する旨誓約せねばなりません。

- (3) INDEPENDENT AND OTHER IMMIGRANTS(旧法の nominated and independents classに相当)

本クラスには、親族援助、引退者、企業移住者、自営業者およびその他スポンサーなしの者が含まれます。

親族援助とは、ファミリー・クラス以外の人で、カナダ内の親せき、いわゆる永住者の呼寄せる人をいいます。

企業移住者とは、カナダ内で事業を営む際に、カナダ市民又は永住者5名以下を雇用する人をいいます。

自営業者はカナダ永住者5名以下を雇って事業を行う人、又はカナダの文化、芸術面で寄与出来る人をいいます。

引退者の移住資格は55才以上でカナダ内で就労しない人と規定されています。

#### 4) 退職者の申請

1976年に制定された移民法は、退職者という新しいカテゴリーを作り出しました。この規則では、退職者は少なくとも55才に達し、カナダで就職する意志のない者と定義しています。

退職者は、政府の援助を受けず、また労働せずに生計を維持できるこ

と、同伴する扶養家族（配偶者、21才以下の未婚の子供）がいることを示さなければなりません。

生計を維持するために必要な金額は、法律では特に定められていませんが、年間1人当たり最低8,000C\$から8,500C\$の収入が必要であると思われます。これは、1人当たり80,000C\$の資本、またはそれに相当する利息、投資、年金収入などが必要なことを意味しています。（注1 C\$≒200円）

5) カナダの企業、自営業者の移住について

カナダでは、現在、景気刺激、経済と雇用拡大のために、企業ならびに自営業者の移住を奨励しています。投資や事業などという大規模なもののようにきこえますが、必ずしもそうである必要はありません。

1984年1月1日発効の事業者移住促進のための新方策では、企業者とは、(1)本人以外に最低1名（今までは5名）のカナダ人または永住者を雇用する機会を創出するような事業を始めるか、買収するか、もしくは所有のために投資をする意志と能力のある者、(2)カナダ経済に寄与すると思われる事業を行なう者、(3)その事業に積極的に参画する者、と定義されています。また、自営業者とは、(1)自らの雇用を創出する事業を始めるか、買収する意志と能力のある者、(2)カナダ経済、文化、芸術面に貢献すると思われる事業を行なう者、と定義されています。したがって、カナダのためになる事業をする意志と能力と資金を持っている者はすべて対象となることになります。

また、この新方策で打ち出されたものは、

ア. 事業移住者の申請は優先的に審査する。

イ. 希望者の多い国に担当官を派遣する。（現東京駐在の移住担当参事官もその1人）

ウ. 事業計画が完全でなくても、資格が十分な者には2年間の仮入国を認める。

というものです。このうちウの仮入国を認めるというのは新しい制度です。これは、(a)事業計画は受け入れ可能だが、実行に移す確固たる段階には至っていない、(b)申請者の資格は十分であるが、どのような事業で

雇用を創出するかにつき、明確な考えをもっていない、(c)州が事業者とともに受け入れ可能な段階に達するよう望んでいる事業、の申請者に適用されます。仮入国を認められた者は、入国後も州政府や雇用移住局と十分連絡をとり、相談しながら事業の機会を探索することが許されます。しかし、2年以内に雇用の機会を創出できない場合には出国しなければなりません。

(移住部門機関誌「海外移住」№429号掲載、カナダ移住情報抄録)

#### 6) 採点制

自主申請者あるいは援助親族としてカナダ入国を申請する者はポイント制により採点されます。現行の採点制度は、教育や個人評価よりむしろ特定職業訓練と経験、職業需要に重点を置いたものです。

必要点数と適用要素は申請するカテゴリーにより異なりますが、企業家、自営業を除く自主申請者には10カテゴリー全部が適用されます。

##### ア. 教育 (Education)

小学、中学、高校教育の各学年に対し1点、最高12点が与えられます。

##### イ. 特定職業準備 (Specific Vocational Preparation)

これは、1976年に制定された移民法により設けられた新しいカテゴリーで、最高15点が与えられます。カナダの特定職業に必要とされる訓練年数により評価されます。(必要訓練期間4~10年は13点、10年以上は15点)

種々の免許の評価に関しては、専門職業協会あるいは組合が受け入れるかどうか依存します。

##### ウ. 経験 (Experience)

申請する職業の経験に対し最高8点が与えられます。企業家の場合には、資格を有し、カナダで続ける職業経験に対し与えられます。たとえば、特定職業準備の必要年数が4年以上の場合は経験各年に2点が与えられます。

##### エ. 職業需要 (Occupational Demand)

カナダにおける技術職業に対する需要について最高15点まで与えられます。これは、全国および地方の労働需要に関する政府の調査により3

～4カ月毎に変更されます。ただし、これらの点数は公表されません。従って、申請書には従事することができるすべての職業を列記してください。

企業家、自営業を除き職業重要カテゴリーが適用される場合、最低1点を取らなければなりません。

現在需要の多い職業は、機械技術者、電気技術者、電子技術者、システム設計プログラマーとされています。

オ. 手配済雇用と指定職業 ( Arranged Employment and Designated Occupation )

文書による手配済仕事がある場合には10点が与えられます。この場合、その仕事が永続的ポストとして将来性があること、その雇用がカナダ市民、永住者の雇用機会に悪影響を及ぼさないこと、そしてその仕事に関する国、州の免許規則条件に合致するものでなければなりません。また、雇用を許可されたオファーを持たない場合には、総合点数から10点差引かれます。

また、指定職業を持っていると特定職業準備、職業需要、経験のカテゴリーで高い点を取ることができるうえ、許可済仕事オファー ( approved job offer ) を取る必要がありません。指定職業は政府により決定され2～3カ月毎に変更されますが、このリストは公表されません。

カ. 場所 ( Location )

申請者が提案する目的地域の職業需要に応じ5点が与えられます。しかし最近の高失業率のため、このカテゴリーでは多くの点は与えられません。

キ. 年齢 ( Age )

移住申請時に18才以上35才以下の者は10点が与えられます。また35才以上の者は、年齢が1才増す毎に1点ずつ減点された点が与えられます。45才以上の者は0点となります。

ク. 英語と仏語の知識 ( Knowledge of English and French )

公用語の熟達にそれぞれ最高5点が与えられます。最高点を取るには十分に読み、書き、話せなければなりません。

## 事 例

最高点	カテゴリー	申 請 者 と 得 点			
		口述筆記, タイピスト 秘書, 高校卒, 秘書コース 2年, 23才, 経験4年, 許可済, 仕事 オファーあり	金型工 中学卒, 徒弟 研修5年, 34 才, 指定職業	中学校教師 大学卒(4年), 1年職業研修, 30才, 雇用 オファーあり	化学技師 大学卒(5年), 化学得業士, 46才, 雇用 オファーなし
12	教育訓練	12	12	12	12
15	特別職業準備 (必要訓練期間)	11	13	9	13
8	経験	6	8	6	8
15	職業需要	8	11	0	8
10	手配済雇用	10	0	10	-10
5	場所	- 5	0	5	0
10	年齢	10	8	10	0
5	英語	5	3	5	5
5	仏語	0	0	2	0
10	適格性	6	5	7	8
5	親せき	0	0	0	5
100	/	63	60	66	49
	判 定	入国を認めら れる	入国を認めら れる	職業需要で少 くとも1点取 れなかったの で拒否される	需要のある場 所に行き5点 取れば認めら れる



ケ. 適格性 (Personal suitability)

カナダの生活への適応能力, 仕事への意欲, 独創性と人格について, 移民官の評価に基づき最高10点まで与えられます。

コ. カナダの親せき (Relatives in Canada)

カナダに援助する親せきがあれば最高5点与えられます。この親せきが移住する目的地に住んでいれば5点, 目的地以外に住んでいれば3点となります。

7) 査証および入国許可

本法第9条は, 短期滞在者のある人は, 入国前に査証の取得を必要とし, また同第10条は, 学生および臨時就業者は, 入国前に査証および特別許可の取得を要することを規定しています。

滞在資格の変更は絶対に認められず, 例えば観光目的の入国者が就職し又は学生, 永住者になることは出来ません。

又臨時就業者は, 職業の変更に当り, 学生は学校又は学部の変更に当っては, 改めて許可を申請しなければなりません。

8) 入国港における面接および試験

入国者に対し移民官による一般質問の他, 新法第12条は, 移住者, 学生又は臨時就業者の場合は更に厳密な試問を行い, かつ入国許可交付前に身体検査を義務付けております。

入国前に, 査証および入国許可書があっても, 入国を保証したことになりません。入国港の検査官は, それらの有効性を再検査し, 移民法および同規則の違反の有無又は事情の変更を確かめた上許可いたします。

9) 入国不許可

国民の保健, 安全, 秩序又は国家の活動に脅威となる人の入国を禁じています。又移住者選出基準およびその他の必要条件に合格しない人も入国を拒否されます。

更にカナダ国民を保護するため, 組織的犯罪の加担者, 潜在的テロリストおよびハイジャッカーの排除および退去を規定しております。

カナダにおいては, 医師(医師, 獣医師), 教師その他検査試験を要する職業の開業ないし就職に当っては各州協会および検定機関が定める資格

を必要とします。

一般には米英を除き、外国で得た資格はそのまま認められませんので当国の大学ないし専門学校に通学し、所定の課程を終了後、資格試験にパスしなければなりません。これら試験はカナダ人の場合にもかなり狭き門となっており、ましてや外国人の場合には相当の難問であるようです。

### 3. 職種と資格

#### (1) 職 種

カナダの移民規則は移住職種を具体的に明記していません。また雇用先があらかじめ決定している必要もありません。従って、何の職種でなければ移住できないと狭く限定した考え方ではなく、「カナダで立派に定着し、やっていける人」であって、その人の職種がカナダ国内で必要とされている場合であれば移住の対象になります。カナダで需要の強い職種は、カナダ政府がある一定の期間毎に調査していますが、この内容は一般に公開されませんし、時と共にその職種は変化しますので、職種名を具体的に例示することはできません。

1980年に、日本からカナダに移住された人達の職種を別表(次頁)に掲げておきますので、一応の目安にしてほしいと思います。

#### (2) 資格と経験

カナダ移住が可能な職種とは別に、移住申請者はその職種においてプロフェッショナルでなければなりません。職種によっては一定の学歴や特定の職業訓練が必要とされるものもあります。更に、看護婦・医師、建築士や美容師といった日本でも特定の資格が必要な職種についてはそれらの資格を取っておかねばなりません。

経験については、一般に新学卒者は許可されないことになっており、既に移住した人は2～3年以上の実務経験を持っているようです。

#### (3) 語 学 力

日本語の通用しないカナダ社会で就職し生活するわけですから、言葉が大切なことは誰でも納得のゆくところですが、納得はしていても意外と軽視している場合が多いようです。日本で英語を勉強していても中々上達し

1981年度カナダ日本人移住者の職業別内訳表

No.	職 種	人 数
1	管理関係(事業家・管理職)	43
2	専門技術職(物理科学・工学・コンピューター等)	80
3	社会科学関係(経済・社会福祉)	2
4	宗教・教師・医療関係	25
5	芸術家・スポーツ関係	25
6	事務・セールス関係	53
7	サービス関係(コック・ウエイトレス等)	89
8	農業・漁業・林業関係	9
9	加 工 業	9
10	技 能 職(機械操作・組立等)	43
11	そ の 他	11
勤 勞 者 小 計		389
配 偶 者		189
子 供		93
そ の 他		99
非 勤 勞 者 小 計		381
移 住 者 合 計		770

ないし、必要に迫られて現地で勉強の方が良策だと考える方もおられるでしょうが、移住審査では語学力も審査の項目に入っていますから、最低、自分の仕事をこなす語学力は要求されるわけです。すなわち、語学が大切な要素となるセールスマンや事務職及び高水準の技師の場合は高度な会話力を持たねばなりませんし、反対に技能者や農業などのケースでは要求程度は低くなるわけです。しかし、審査とは別に、カナダで楽しく生活するためには専門的なことばかりでなく、一般日常会話を含め、できるだけ高い会話力を身につけておく方が望ましいことです。既に移住された人達から、日本にいるときにもっと英会話を勉強しておくべきであったという反省がしばしば聞かれます。このためにも後述のカナダ移住者トレーニングコース等で悔いの残らぬよう渡航前に徹底的に語学を習得する努力が必要です。

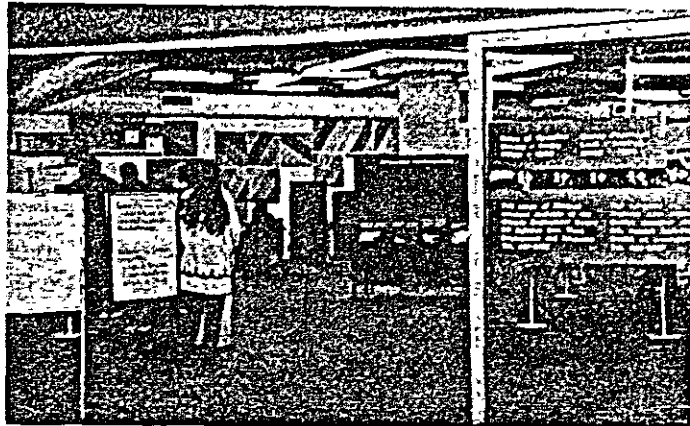
### 第3部 移住手続と現地到着

#### 1. 移住相談と申込み

当事業団国内支部では、移住希望者の皆様からいろいろなご相談を受け、移住申請を行なうことになったときには、その手続指導を行なっています。移住許可の可能性について、職種や職歴によっては、本申請の前に事前審査(Pre-application Questionnaire)を受けることもあります。またこの審査は、結果によっては何回受けても差支えありません。なお、この審査はカナダ大使館ビザセクションで迅速に処理されます。この審査の結果、移住許可の可能性があると大使館から回答を得たものは本申請することになります。

#### 2. 審査から査証付与まで

移住申請書が提出されるとビザセクションでは提出順に第2部に述べた審査項目を書類審査(Paper-Screen)します。提出書類は3つの種類に分けられ



エンプロイメント・センターの内部。日本的に言えば公共職業安定所で、カナダ全土に約400箇所にある。

ますが、必要書類として、カナダ移住申請書、写真、戸籍謄本（和、英）、その他種類に応じて立証できる書類が必要とされ、この書類審査で一定のレベルに達した申請者には面接審査（Interview）が行なわれます。面接はビザセクションにおいて、カナダ本国より派遣された移民担当官が英語またはフランス語で行なうことになっており、カナダ移住の動機や職業内容を聞くと共に、申請者の英語力および人物面での審査を行なうわけです。面接審査にパスすると「仮許可書（Provisional approval）」と健康診断用紙が手交されます。

「仮許可書」を取得した人は当事業団の国内支部にこれを提示し、「移住者適格通知書④」の発給を受けて下さい。この通知書は旅券（パスポート）申請の際、旅券申請料が減額され、1,300円（数次往復旅券の場合は減額されない）となります。次いで旅券申請を居住地の都道府県庁で行ないますが、旅券申請書、適格通知書の他に戸籍抄本（または謄本1通）、写真（パスポートサイズ2枚）、住民票1通、印鑑等が必要です。

旅券を付与された方は、ビザセクション指定の病院で健康診断を受けて下さい。前もって予約しておくとう便利です。健康診断の時には、パスポートおよび写真1枚を必ず持参して受診して下さい。健康診断はカナダ側から発給された診断書によって行なわれる外、胸部レントゲン写真をとります。健康診断書一式はカナダ厚生省医務官へ郵送されます（費用は診断料および郵送料を含め1人8,000～13,000円位です）。査証は健康診断の結果とその他若干の資料による最終的な審査を経てビザセクションから発給されます。査証料は日加両国の協定により免除されています。

カナダ大使館ビザセクションの所在地は、東京都港区赤坂8丁目5番25号赤坂タウンハウス内、Tel：（403）9176、郵便番号は107です。

### 3. カナダ移住者トレーニング・コースの案内

国際協力事業団では、海外移住センター（〒235 神奈川県横浜市磯子区西町16-5）において年間5回程度仮許可書取得者を対象として、移住後の速やかなカナダ社会への適応を助ける目的で、英語力の強化とカナダ事情のオリエンテーションを主とした1カ月間の合宿訓練を行なっています。1967年から開始されたこのトレーニングコースも1983年3月末までに68回を終了し、919

名が受講し、移住しています。受講終了者は現地でも互に連絡をとり、トレーニング中に生まれた友情の絆を支えに助け合いながら頑張っています。

また適格通知書の発給を受けると、移住のために不動産を処分する場合、租税特別措置法による不動産譲渡所得税（国の計画移住者のみ対象）が相当程度軽減されます。

仮許可書を取得されたら渡航までの期間を有効に活用するうえからも、是非受講されることをお勧めします。受講料、食費、宿泊経費は無料ですが、雑費7,000円程度必要です。申込みは国際協力事業団国内支部又は海外移住センターで受付けます。

#### 4. 出発前の準備

カナダに移住しようとしている人は、移住の際には現に使用している日用品、身のまわり品などは無税で持ち込めることになっています。しかし、何を携えていったらよいかと言われると、私たちの所持品、身のまわりの品物の種類はあまりに多く、また個人差もあるので簡単明瞭には答えは出せません。次の一般的な考え方や具体的な助言を参考にさせていただきたいと思います。

##### (1) 品物より大切なもの（健康と書類）

言うまでもないことですが、本人や家族の身心が健全であることが、移住当初のストレスを克服するために必要なことです。もし、移住後も引き続き医師に診てもらう場合には診断書を用意しておいた方がよいでしょう。また、カナダでは歯の治療には保険がきかないので、治療は日本で済ませておいた方がよいと思われま

す。次に大切なものは、一連の書類です。旅券、査証（移住の証明書）、航空券などが必要となります。その他職業上の資格や訓練を証明する書類、学校の成績や卒業証明書、勤め先からの推薦状も、できれば翻訳と共に用意するとよいでしょう。バンクーバーやトロントの場合にはカナダに来てからでも翻訳を頼むことができます。戸籍謄本や子供の学校の証明書、母子手帳なども持参するとよいでしょう。

履歴書も用意しておいた方がよいでしょう。日本語のものをそのまま翻訳してもカナダ流の履歴書にはなりませんので、事情に通じた方に目を通

して貰うとよいでしょう。

## (2) 携行品についての考え方

日本と同様、カナダも消費生活がかなり発達しているのので、カナダに無いという生活必需品は多くはありません。しかし、a)カナダでは入手困難なもの、b)入手できても日本と比べて高価なもの、などもあるので、持参していくか、カナダで購入するか、あるいは無いまま済ませるかなどについては個人の判断によるでしょう。

一応の目安として、出費を抑えることを考慮に入れながら、a)すでに所  
有しており日常生活に必要なものはなるべく持って行く、b)新たに用意するものは厳選し、カナダで得られるものは予め購入しない、といった方針が考えられます。

そのために、a)現在所有している物の詳しいリストを作る、b)購入予定の品物のリストを作ることをお勧めします。ことにa)のリストは通関に必要な荷物の明細書(別送申告書)の基礎になります。また、その明細書には、当面送る積りのない物も後送する物として含めておいた方が、後に通関が容易になります。

## (3) 携行品、別送品

- ・工具類：職業上、工具や計測器を必要とする人は自分で用意することになっています。
- ・職業的能力を示すもの：作品、設計図、写真、論文など。
- ・図書：職業に関する日本語の参考書、用語字典などはカナダでは入手困難です。その他、英和、和英、国語辞典も用意した方がよいでしょう。日本で発行された一般的な辞典や図書は購入できますが、価格は日本の2倍位です。
- ・衣類：一般に衣類は日本の方が品数が豊富で安価です。特に小柄な人の背広や靴は得にくく、下着や靴下なども種類が豊富ではありません。女性の場合、和装一式、男性でもユカタ位あった方がよいかもしれません。防寒用のブーツやコートはカナダで購入した方がよいでしょう。
- ・台所用品：日本の庖丁、小皿、茶わん、ドンブリなどがあると大変便利です。しかし、カナダでは日本製品は高価です。

・電気器具：110V, 60サイクルなので、日本で使っていたものはそのままでは使えません。トランスを用意すれば使えるもの、モーターや部品を交換すれば使えるものなどは、改造した上で持って行く方がよいでしょう。テレビやFMラジオは周波数が違うので、カナダで使える外国仕様のものでなければなりません。

・寝具：日本風の布団、枕、座布団などは手に入らないので、必要ならば送った方がよいでしょう。

・家具：カサ張るので送るのは考えものですが、まともな物はカナダでも高価なので、骨トウ的な価値のあるもの、愛着のあるものは送った方がよいと思われる。

・自動車：現在使っている車は無税で送れますが、送料、仕様の変更などの費用、通関の手間などを考えるとやめた方が無難と思われる。なお、カナダには日本のような車検制度がないので、中古車の維持は比較的容易です。

・携行資金：見知らぬ土地で頼りになるのはやはりお金です。いくら多くても邪魔にはなりません。利子率が日本の2倍、住宅の価格が日本並になりつつあることを考えても予備の資金があることが望ましいと思われる。

安全で有利に送金または携行する方法を銀行などで相談するとよいでしょう。移住者の中には到着直後に所持金や宝石、貴金属などの貴重品を盗まれたり紛失したりする例があります。カナダの治安は悪い訳ではありませんが、油断している隙につけ込まれることがあります。フロントに預けた物についてもトラブルが起こることもありますから、貴重品は身につけて持っていた方がよいかもしれません。しかし、到着したら、1日も早く、銀行口座を作ったり、保護金庫を借りたりした方がよいでしょう。

・趣味のための道具など：使いたれた物と同様なものを新たに求めるのは面倒だと思われるので持参した方がよいでしょう。日曜大工のための日本のカンナ、ノミ、曲尺、砥石などは持参すると重宝です。ただし、電動工具はカナダの方が種類が豊富です。

・子供のもの：子供にとって大切なものは持参した方がよいでしょう。たとえば、ヒナ人形、鯉のぼり、玩具、童謡・童話のレコードや絵本など子



供にとって親しみのある物は、環境の激変の影響をやわらげるためにも必要なものです。

#### (4) おわりに

以上のように列举してみると、荷物はかなりの量です。最初は必要と思われるものだけを送り、後から足りない物を送るのも一案でしょう。

移住者の引越荷物でも、新たに購入したものや嫁入道具などは関税の対象となります。しかし、そうしたものも特に高価なものでなく、ごく一部であれば、あまりうるさくは言われなと思います。

移住時に携行せず、後日、家族の人などから送金を受けることができます。送金限度額は外貨政策に応じて変更されますので提出書類などと併わせ銀行窓口もしくは当事業団国内支部に照会下さい。

カナダから日本への送金額には制限がないのが普通です。

#### (5) 渡航手続

渡航には船便と航空便がありますが、ほとんどの人は航空便を利用しているようです。渡航費は自己負担です。

ア. 飛行機便……東京～バンクーバー間には、カナダ太平洋航空(C. P. Air)が週5便(月水金土日)、日本航空(J. A. L)が週3便(月水土)、飛んでおります。

バンクーバーからカナダ国内各地には毎日多数の便があります。

(運賃—エコノミークラス)	昭和59年4月以降
東京～バンクーバー	187,000円
東京～トロント	269,700円
東京～モントリオール	269,700円
東京～ハリファクス	299,800円

## 6. 現地到着

### (1) 渡航時期と入国地域

バンクーバーを除き他の地域に移住する人は、寒い冬期間(12月～2月)はなるべく避けた方が、就職や住居の選定に便利です。又、学校が夏休みとなりアルバイト学生で労働供給度の高くなる時期(6月～8月)は単純



日系人憩いの場となっている「隣組 (Japanese Community Volunteers Association)」  
(B. C. 州バンクーバー市)

労働や簡単な事務、セールスなどの仕事は見付けにくくなるのが普通です。

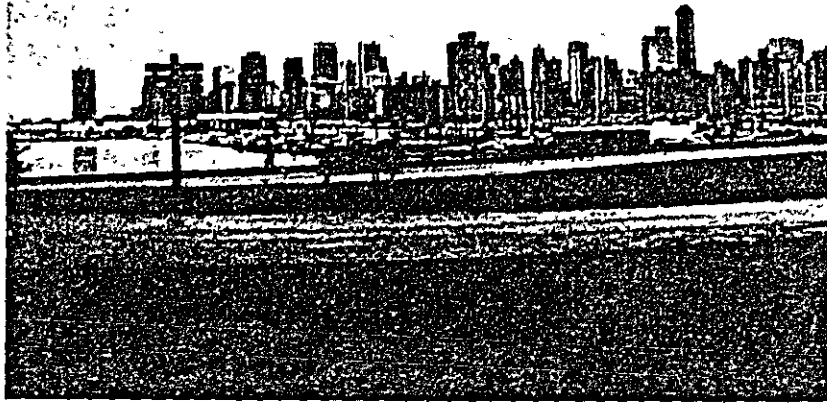
カナダではカナダへ移住者として入国する人に対し、直接カナダに入国するように希望しています。日本からの移住者の場合、アメリカ経由で入国する例も見られますが入国手続が煩雑となり手間をとることが多いようですので、出来るだけ直接カナダに入国するようにスケジュールを考えるのが望ましいと思われまます。

## (2) 入国手続と就職手続

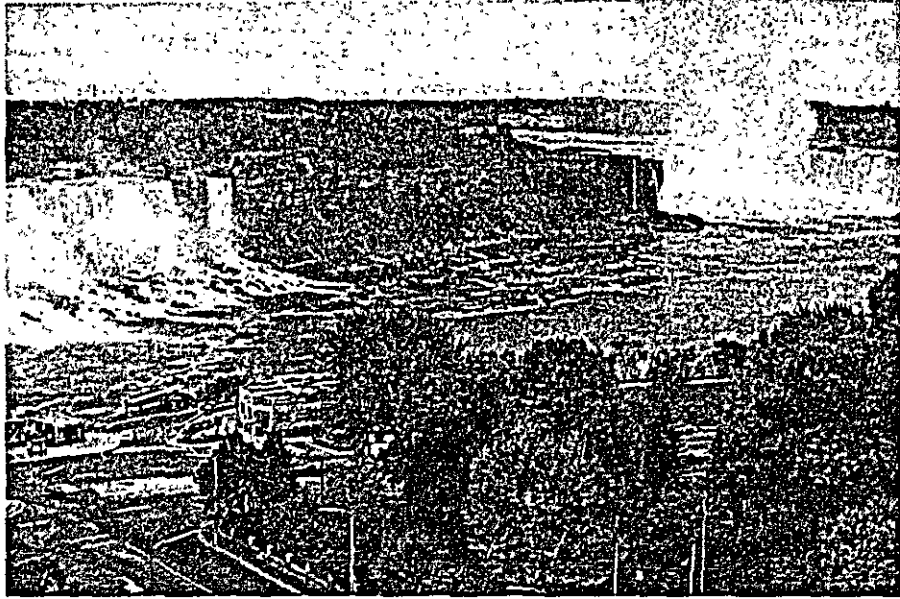
入国審査と通関は、最終目的地ではなく、カナダの最初の上陸地で行なわれます。また、就職その他の行動不可欠な社会保険(ソーシャル・インシュアランス)の加入手続もこの入国審査時に行なって置かなければなりません。後日、社会保険加入手続を行なう場合は2~3カ月もの長期を要し、その間求職活動が出来ません。

## (3) 到着当初のいろいろ

到着後、まず第1に考えなければいけないのは落着き先のことでしょう。出発前に現地の知人等によって予め落着き先を決めてあれば良いのですが、そうでなければ、とりあえずホテルやYMCA・YWCAなどに短期間、宿をとらねばなりません。しかし、就職が決まるまで1カ月以上もかかるこ



日系人の最も多い都市の一つ、バンクーバー市のダウン・タウンの遠望(B.C.州)



▲北米随一のハネムーンのメッカといわれるナイアガラ瀑布(オンタリオ州)

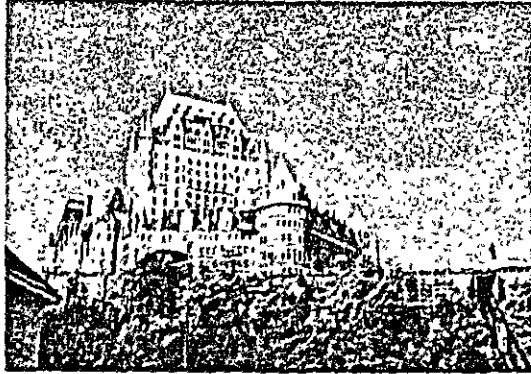


◀首都オタワ市にある国会議事堂のゴシック風建築。英国的雰囲気を持っている(オンタリオ州オタワ市)



▲首都オタワ市の冬景色：結氷でスケート場化したリド運河でスケートを楽しむ市民(オンタリオ州オタワ市)

▶ケベック市にあるホテル。  
中世ヨーロッパの城郭風  
建築でフランスを偲ばせ  
る(ケベック州)

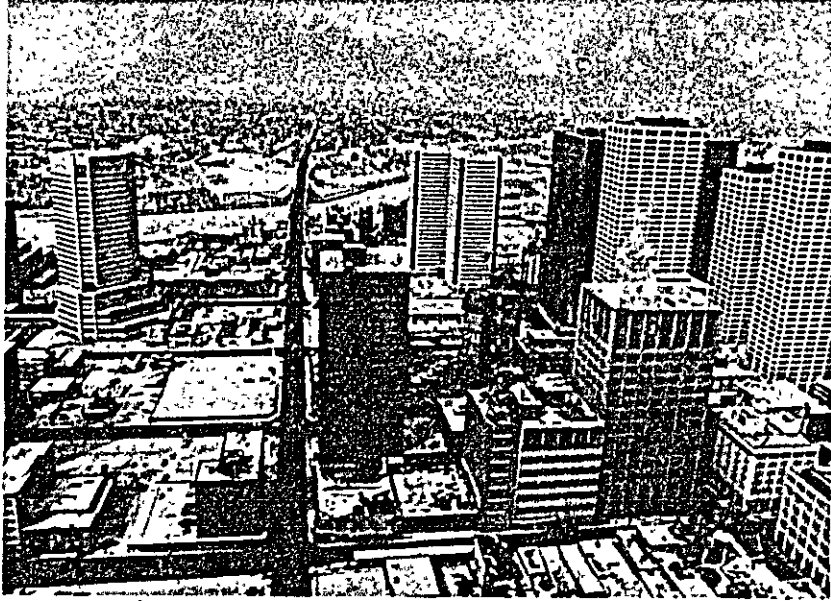


▶ブリティッシュ・コロン  
ビア大学構内にある日本  
庭園(B.C.#バンクーバ  
ー市)



▼首都オタワ市内のインタ  
ー・チェンジ(オンタリ  
オ州)





カルガリー・タワーより望む雪のカルガリー市内（アルバータ州）

とがあり、その間ホテルを利用しては経費も高くなりますので、一応落着いたら住居探しをしなければなりません。新聞広告には相当数の貸部屋が載っています。又、街を歩くと貸間や貸家の表示を次のような文句で出しているのが目につくでしょう。“Room for Rent”“Room to let”“Apartment for Rent”“Apartment to let”“Flat for Rent”“Flat to let”などです。(第4部-12, 住宅事情の項参照)

こうした、部屋やアパートを借りる場合は次のような点に注意して下さい。

ア. アパートの場合、1～2年のリース(契約期間)が普通で、契約期間前に転居するときは残り何カ月分かの家賃を支払わねばならないこともあります。よく確かめて下さい。

イ. 光熱暖房費はRoomの場合は料金に含まれていますが、アパートやフラットの場合は借主の負担が普通です。電話や電気料金、駐車場料金についても確かめて下さい。

ウ. 子供や愛玩動物についての事項もよくチェックして下さい。

宿と平行して次のような手続をする必要があります。まず、エンプロイメント・センターへ出頭し、求職登録を行うと同時に就職や日常生活に必要なアドバイスを受けて下さい。また、SOCIAL INSURANCE NUMBER(社会保険)登録を入国時にしなかった場合にはここで用紙を買い所要事項を記入して提出して下さい。次に、日本を出る際に交付された在留届(戸籍謄本添付)を管轄の日本国総領事館に提出して下さい。(届出用紙は各総領事館にもあります。)なお、トロント地区に移住された方は、当事業団トロント駐在員事務所にもご連絡下さい。駐在員事務所では、カナダ側でカバーしきれないご相談をお受けし助言いたします。

#### オンタリオ州移住者への短期ホームステイ制度

他人を自宅に寄宿させることは、実際、苦痛をとまなうことです。にもかかわらず、先輩移住者等の発意でこの制度が発足できたのは、協力者(家主＝ルーム提供者)が経済的事情から間貸しをするものではなく、日本から新しくオンタリオ州に移住する人達に対し、土地に不慣れな者の

不安、焦燥等を伴い易い心情を察してそれを和らげ、定着促進に協力しようとする本制度協力者各位の善意にもとづくものです。

— 多少の利用料は徴収しますが、これは、ずるずると利用期間の長引くことを防止するための手段であって、収益はむろんのこと、実費負担の発想からではないので、念のため —

実際に、ホームステイさせる場合、たとえば家具の移動とか、それぞれに与えていた子供部屋を一室明けるとか、相当な受入れ準備を行なわなければなりません。したがって、利用者は利用の予告および予定の変更等については、充分留意して、協賛者へ迷惑のかからぬようにして下さい。

利用者の利用態度如何によっては、この制度が永続したり、あるいは協力者の意欲を失なわせて、制度自体が壊滅したりすることにもなるでしょう。

利用者はもとより、日本における関係機関におかれても、利用希望者に対して、協力者の好意に甘えることのないよう、内地出発前に十分ご指導おき願いたい。

なお、この制度は、オンタリオ州内への移住者を対象としているので、仮りに将来移住するための下見であっても、旅行者は一切(いっさい)対象とはなり得ないので、この点、誤解のないようにお願いします。

(短期ホームステイ制度「実施要領」は71ページを参照)



## 第4部 カナダの生活

### 1. 就 職

就職先が決定しているカナダ移住者は別として、雇用先の決まっていない移住者にとってカナダ到着後まずぶつかる関門は就職問題です。カナダはこうした移住者に就職先を紹介するエンプロイメント・センターを各地に設置しています。このセンターでは専門の相談官(カウンセラー)が各移住者の希望や技術内容を聞き、適当な就職先を紹介してくれます。同時に、この相談官は仕事のことばかりでなく、失業保険、健康保険その他日常生活についてのアドバイスも与えてくれますので、なんでも質問、相談して下さい。また、エンプロイメント・センターでは電算機を利用してカナダ全国の求人情報を把握しています。ですから、自分の職種の人需要が多い地域で就職活動をするよう考えて下さい。

しかし、エンプロイメント・センターの求人だけに頼ってはいは希望する仕事につけるとは限りません。自分自身でも積極的に努力する必要があります。あるエンプロイメント・センター係官も「このセンターへ求職に来る人の中には、創意とやる気が乏しく、ただ漫然とやってくる者がいる。私ならもっと積極的に職探しに歩くのに」と話し、移住者が自分で探す心構えが必要なことを強調しています。新聞にはかなりの求人広告が載っておりますので自分に合うと思われる会社があれば、すぐ電話をして面接の約束をとりつけるのも一般的な方法です。電話帳等で適当な会社を見付け、履歴書や教育、技術などを証明する書類を持参してそうした会社に直接交渉してみるのも有効な手段です。他に民間の職業あっせん所を利用することも考えられます。

### 2. 賃金と労働事情

#### (1) 賃 金

カナダでは最低賃金制が各州において実施され、農業労働者を除きほと

多くの産業部門がその対象となっています。しかし、カナダの労働者達は各人の職種、経験、資格などにより最低賃金よりも多少高い賃金をもらうのが普通です。けれども、日本人移住者の能力は一般的に高いので、カナダの風習になれ、語学のハンディが克服されてくるとカナダ人の平均にはすぐに達するようです。

因みに1978年におけるカナダ人家庭の平均年間所得はC\$21,346程度です。

表1. オンタリオ州最低賃金

(1983年11月現在)

	1983年3月	1983年10月
二・三次産業従事労働者	3.85	4.00
アルコール産業従事労働者	3.35	3.50
建設業従事労働者	4.10	4.25
学生アルバイト	3.00	3.15
非熟練労働者	3.75	3.70

表2. 主要州別週平均賃金

(1983年1月現在)

C\$

州	平均賃金
ブリティッシュ・コロンビア	464.15
アルバータ	455.82
オンタリオ	395.80
ケベック	397.44
カナダ平均	405.13

(出所：EMPLOYMENT EARNINGS and HOURS-1983年2月号)

(2) 労働条件

大部分の州では週5日、40時間制を採用していますが、生産部門やサービス業の中には週6日、44時間労働のところも見られます。年次有給休暇は年2週間程度のところが多いようですが、この日数は勤務年限によって決まるのが普通です。又、「平等給与法」によって男女の差別を賃金支払いにおいて行なってはならないこと、「公正雇用法」では雇主が従業員の雇い入れに際し、人種、宗教、国籍によって差別をしてはならないことが

決められています。「工業法」は従業員の安全と健康を守るための規程を事業所に対し義務づけています。労働組合加入や組合の諸活動も法律により保護されています。その他、色々の面でカナダの労働条件は日本のそれよりも進んでいると考えられます。

### 3. 教育および訓練

#### (1) 学校制度

小学校は多くの州ではパブリックスクールと呼ばれており、8学年まであります。ですから、5歳もしくは6歳で就学し13~14歳で修了します。ケベック州では6歳就学で7学年まであり、ローマンカトリックの学校では男女別学制がとられています。一般にハイスクールと呼ばれるセカンダリースクールは大学及び教師育成のためのコース及び職業訓練教育のためのコースに分かれています。前者5年、後者は4年で13~14歳から18歳までの生徒です。大学は3年または4年の学習を必要とし、修士はさらに2年、博士号はその上にもう2年の修学が必要です。いくつかの州では2~3年の短大レベルの広い範囲の技術専門学校を持っています。

#### (2) 成人教育と語学制度

学校を卒業した成人に対して成人教育があり、中学の夜間で一般科目や技術科目について授業が行なわれます。又、大学の学部では夜間学級を特定の科目に関し開講しますし、通信講座やサマースクールコースもあります。一方、公、私立の機関でも職業訓練を施しているところがあります。学校では問合せを歓迎し親切に詳細を教えてください。

#### (3) 移住者の教育対策

英、フランス語を母国語としない国から来る移住者の多くは言葉の厚い壁に悩んでいることは事実です。エンプロイメント・センターではこうした移住者のために無料で語学学校を開いており、日本人移住者の多くもこれを利用しているようです。

子弟の教育は、カナダ市民の子弟と同一の学校に通うことになるので、最初は言葉の面が悩みとなりますが各校の受入対策は整っています。母国での教育程度や年齢を勘案して適当な学年に編入します。

日本語教育に対する日系カナダ人の関心は南米ほど高いとは言えませんが、バンクーバーやトロントなどの日系人の多い地域には日本語学校が設けられ、日本語の読み書きを週1回程度授業しています。

#### 4. 社会保障制度

カナダの失業者保険法は1940年に制定され、その後数回修正されました。現行制度では失業者のほとんどが失業保険の給付を受けております。保険金の給付は失業保険申請書(アンエンプロイメント・センターで入手出来る)に正確に記入の上、離職表(前雇用主発行)を添付し、UNEMPLOYMENT INSURANCE COMMISSION OFFICEへ送付すれば、小切手で郵送されてきますから、日本のように役所の窓口で気まぐい思いをすることはありません。

##### (1) 失業保険

ア. 受給資格: 失業の直前52週間以内に10~14週間以上保険料を支払っていることが必要です。雇用者側理由、疾病、出産以外の自己理由による失業の場合は種々の状況を調査の上、3週間又はある一定の期間、保険金の支給が行なわれないこともあります。65歳で退職する老人には失業保険金が一括支給されます。

イ. 保険料: 賃金の額により保険料の率は異なりますが、それを雇用主と従業員で負担します。

ウ. 保険金: 週給の2/3を受けられます。(最高限度あり)

エ. 受給期間: 保険料支払い期間に応じますが、最高は50週間。

##### (2) 児童補助(Family Allowances)

オンタリオ州の例では、

対象者: 18歳未満の子供を持つカナダ人の新移住者及び定住のための再帰国者が対象で母親に対して支給されます。なお、子供の人数や親の所得税による制限はありません。

申込み方法:

※児童補助申請書(APPLICATION FOR FAMILY ALLOWANCES)に記入の上

Health and Welfare Canada, Rm 312 Commonwealth

Bldg. 77 Metcalf St. Ottawa, Ont. K1P5L6へ送付。

(3) 老令年金 (Old Age Security Pension)

対象者：満65歳以上で申請日までの10年間継続してカナダに居住した人などが対象です。

問合せ先：Regional Director, Old Age Security

※この老令年金以外に収入のない人あるいは低収入の人については特別に Guaranteed Income Supplement と呼ばれる制度があります。金額は個人により異なります。

(4) 年金制度 (カナダ ペンション プラン)

ア. 退職年金 (Retirement Pension)

65歳以上の職場退職者。

イ. 不具者年金 (Disability Pension)

肉体的・精神的に働くことが出来なくなった人、最低5年間本制度に加入していることが必要です。

ウ. 遺族年金 (Survivors Benefits)

死亡した者の家族に支給されます。

最低3年本制度に加入していることが必要です。

問合せ先：Canada Pension Office または厚生省。

(5) 労働者災害補償

対象者：労働者災害補償法適用産業の雇用労働者で職業上の損傷損害をうけた人。(医療補助・損害補償・事故資金の別があります。)

補償額：災害の程度、事故前の収入により異なりますが、平均給与の75%(上限あり)が支給されます。これとは別に疾病の治療費、入院費、薬代等一切が無料となります。主人が事故死の場合、未亡人に対しては2,800ドルの一時金の他遺族年金が生涯もしくは再婚するまで支給されます。

## 5. 医療保険

カナダの医療保険制度は通常各州政府が管轄するので州により多少の相違があります。医療保険は通常、医師の診断治療用と病院の入室、看護用とに分離

されています。また、保険加入から保険開始までには待機期間の規定（随時改訂）がありますので、移住先の州健保事務所で確認した上で加入手続をした方がよいでしょう。待機期間のない場合は加入後直ちに保険が開始されます。

(1) 州政府保険の例（オンタリオ州の場合）…… 1984年1月現在

OHIP(Ontario Health Insurance Plan: オンタリオ州健康保険) は医療及び病院の経費ばかりでなく広く保健関係経費についてもカバーしており、診断・治療経費については一部を除いてその90%をOHIPが負担します。なお、OHIPには3カ月の待機期間がありますが、移住者の場合到着後直ちに保険加入申請すれば、翌月からカバーされます。

ア. 保険料（1カ月）

家族 \$56.70 単身 \$28.35

- ・低所得者の場合、保険料の減免措置があります。
- ・オンタリオ州に1年間継続在住している65歳以上の移住者は保険料は免除されます。

(2) 任意健康保険

民間保険会社、非営利協同組合、医師を中心とする諸団体などが運営します。1州内だけの保険もありますが、次の例はカナダ国内に移住者として上陸した者全部に適用されている保険で、州政府の保険開始までの「つなぎ」として利用され、その保険料や保険内容などは州政府保険と大差ありません。

ア. Health Care

イ. Hospital Medical Care

※歯科治療には保険がきかないのが普通。

6. 民間営業保険

(1) 保険の種類

火災保険・包括保険（家財の火災・盗難・紛失・破損・破壊）、盗難保険・自動車保険（自動車自体の損傷をカバーするもの）

※人身事故・第三者財産破損の弁償金は“社会強制保険”“財産損害保険”によります。

生命保険（終身生命保険、有限払込生命保険、期限払込み生命保険、年金保険）

(2) 保険証券の移送

日本の保険証券をカナダの保険会社へ移送するのは不可能、日本での保険契約は渡航前に解約するか、移住先より保険料送金継続するかのいずれかを選択する必要があります。

7. 税 金

(1) 税 金

カナダの所得税は連邦および州税に分かれますが、ケベック州を除き一旦連邦政府に納入された後、納税者の住む夫々の州に分配されます。この所得税の外に、輸入税、酒・タバコなどにかかる物品税、相続税、固定資産税、事業税などがあります。又、日本とは著しく異なるのは販売税（セールス・タックス）で、買い物をした時にその価格の数%を購入者が直接支払うことです。セールス・タックスの率は州により異なり、ニューファンドランド州は12%、オンタリオ州及B.C州では7%、ノバスコシア、ニューブランズウィック、プリンスエドワードでは10%、ケベック州では9%、マニトバ州は6%、サスカチュワン州は5%、アルバータ州はなしとなっております。

(2) 所 得 税

カナダで働くすべての人は所得税を納めねばなりません。雇用労働者に関しては「源泉徴収」の方式が用いられています。

雇用主は2月末日までに前年度の各人の「源泉徴収票（T-4様式）」を被雇用者に対して発給しなければなりません。各人は、この源泉徴収票を付して前年の所得を政府に対し申告しなければなりません。（申請用紙及び記入方法の解説書はタックスオフィスで入手出来ます）申告の期限は4月30日です。この結果、雇用主が余分に徴収している場合、その過納分は還付され、不足の場合は追納しなければなりません。

それぞれの納税者は基礎控除を認められ、結婚している時は配偶者控除があります。その外に、子供の為の控除、医療費、慈善事業への寄附金に

に対する控除などがあります。更に、65歳以上の納税者には控除が認められます。

## 8. 市民権・結婚・兵役

### (1) 市民権

「カナダ市民権法」は、カナダで市民権を得るための条件と手続を定めています。市民権をとると選挙権や被選挙権などの公民権が付与されますが、市民権がなくても実生活の上での支障はないようです。しかし州によって市民権をもっていないと就けない職業もあります。市民権の申請は居住地の市民権裁判所宛に行うことになります。

〔取得資格条件〕

ア. 正式な移住者資格をもち、市民権申請時の前4年の内3年間カナダに居住していることが必要です。

イ. 年令が18歳以上であること。ただし、18歳以下の場合は両親が申請することになります。

ウ. 英語もしくはフランス語を理解していること。(判事の判断によります。)

### (2) 結 婚

カナダの結婚の規定は州によってまちまちです。オンタリオ州のように



衛兵の交替(オタワ市)



ボードで急流下り

(セントローレンス大水路)



民事上の手続で婚姻が成立するところもあれば、宗教上の儀式が必要な州もあります。また結婚前に結婚許可証を必要とするところもあり、年令も州によって違います。

(3) 兵 役

兵役は徴兵制でなく志願制をとっています。

9. 祝 祭 日

祝 祭 日 名 称	祝 祭 日	摘 要
元旦 (New Year's Day)	1月1日	
受難日 (Good Friday)	3月又は4月の金曜日	イースター前の金曜日
復活祭 (Easter Monday)	3月又は4月の月曜日	イースター中の月曜日
ビクトリア女王誕生日 (Victoria Day)	5月の月曜日	5月24日又は25日の前の月曜日
自治領創設記念日 (CANADA Dominion Day)	7月1日	英領北アメリカ法の成立を記念する日
市民休日 (Civic Holiday-オンタリオ-B.C)	8月の第1月曜日	州、又は自治体が公告するので日は異なる
労働祭 (Labour Day)	9月の第1月曜日	
感謝祭 (Thanks Giving Day)	10月の第2月曜日	議会が公告する
英霊記念日 (Remembrance Day)	11月11日	
キリスト降誕祭 (Christmas Day)	12月25日	
クリスマス贈物日 (Boxing Day)	12月26日	

Easter Monday, Civic Holiday, Remembrance Day, Boxing Day は強制力のある祝祭日ではなく、場合によっては休日となりません。

※ 上記以外に各州が定める祝祭日があります。

10. 免 許

(1) 自動車免許

ア. 免許資格等事項

年令は16歳以上(17歳未満の者は保護者の承諾要)、試験制度があります。(職業運転免許試験の別あり)

#### イ. 試験内容

予備試験（視力・シグナル認識・交通法の筆記問取・安全運転訓練テスト）道路走行試験（カーブからのスタート・平行駐車・停止駐車・各段階スタート・バック・単独運転・踏切・交差点での前進・右折・左折・信号標識による走行）

#### ウ. 免許の失効

日本の交通違反措置規定と概ね同様、点数制。

#### エ. 免許の切替え

有効期間は2年。各人の誕生日が免許の切替え日。

国際免許は一般に60日有効（60日以内にカナダの免許を取得する必要があります。）

他州発給免許証を転居先で使用の場合、転居先州の免許に切替え要

#### オ. 自動車所有許可証

自動車所有者は自動車登録所に登録、所有許可証、ナンバープレートを取得要

#### カ. 第三者保険の強制加入

種類（衝突保険：自動車自体、運転者保険：運転者自身及び第三者）

#### (2) その他の免許

自転車・建築・犬の飼育・銃砲類・魚釣りや狩猟・酒類販売

※ 小銃・猟銃の所有許可不要、ピストルの戸外持出しは州警察・カナダ騎馬警察の許可要。

※ 魚釣・狩猟の免許は運動具店で取得可能。

※ 飲酒は永住住宅・臨時宿舎内でのみ可能。車内・街頭・公開の場（許可書があれば別）での飲酒は罰せられます。

### 11. 買物と生活

#### (1) 商店の営業時間

商店・デパート等の営業時間は午前9時から午後6時で、日曜日は休業というのが一般的です。しかし、ドラッグストアや小さな食糧品店、レストランなどは夜9時頃まで営業していたり、日曜日でも開店しているところ

ろが多くあります。なお、金曜日は大半の店が営業時間を延長（午後9時頃まで）しています。最近は週2～3回営業時間を延長する商店・デパートが増えてきています。

銀行の営業時間は日本のように一定でなく、銀行により地域により違っています。始業は9時か10時、終業は3時、5時或いは6時などとなっています。金曜日は商店と同様1～2時間営業時間を延長するのが普通です。土曜日は営業していません。

なお、郊外でも、銀行やデパートほか各種商店が集まっているショッピングセンターがありますから、一般の買物に町の中心まで出る必要はありません。

(2) 月生活費例（一般都市生活者）

単位 C\$

費 目	経 費	
	家族（夫婦・子供2名）	単 身 者
住 居 費 (1)個人住宅  (2)アパート	(1)400～ 個人住宅の中のフラット（2階など） (2)600～	(1)200～ 個人住宅の中の1室、台所、バスは共用 (2)400～
食 費 日本食を多くする程高くなる。	500～	350～（自炊） 附付下宿（2食付）は月額室代共で300～
衣 服 費 移住後2カ年位は日本から携行したものを使用するので低額となる。	120～240	女性 120～ 男性 100～
交 通 費 (1)自動車を持たず、バス、電車を利用（1人当り） (2)自動車（中古）を購入・月賦支払の場合（減価償却、修理、燃料代、保険料を含む）	(1)34. <sup>50</sup> (2)300～400	(1)34. <sup>50</sup> (2)300～400
通 信 費 電話代（12. <sup>55</sup> 程度）を含む	20～35	20～35
医 療 費 健康保険料を含む	56. <sup>70</sup>	28. <sup>35</sup>

費 目	経 費	
	家族（夫婦・子供2名）	単 身 者
保 険 料 生命保険，火災保険など	60～	
交際費，教養娯楽費 ボーリング，ゴルフ，マージャン，カメラ，ダンス，タバコ，酒，映画などを含む。 個人差が大きい。	150～	200～
雑 費 自主的な勉強のための経費， 子供の玩具代などを含む。	50～	30～
教 育 費 (小中学校)	無料	—

## 12. 住宅事情

日本の住宅事情の悪さは世界でも有名ですが、カナダのような広大な国でも左程良くないというのが一般市民の意見です。特に、人口の都市集中は他の先進諸国におけると同様大きな社会問題となっており、トロント、バンクーバー、モントリオールなどの都市では住民費が家計費に占める割合は高くなっています。とはいえ、ゆとりのあるカナダの住生活の快適さこそ、魅力の最たるものといえましょう。

新移住者は、就職先が決定するまではホテル、YMCAなどに一時宿泊し、その後貸部屋（主に独身者）やアパート、フラットに移るのが普通です。

### (1) 新移住者の一時宿泊所

ア. 宗教団体のYMCA、YWCAの宿泊施設は大きな都市には必ずあります。

食事別で1泊20～25ドル前後と一般ホテルに比べて安価な利点はあるが、場所によっては盗難などの危険も多いとされています。

イ. ホテル：宿泊費は高いが一般に安全で単身女性などは出来るだけホテルを利用するのが望ましいことです。

ウ. 主要都市一時宿泊ホテル等の一例

都市	宿 泊 所	所 在 地	電 話	備 考
バンクーバー市	Y. M. C. A	995 Burrard St.	681-0221	ベッド, シーツ, 毛布付, 浴室, 居間, 台所食器, 炊事用具完備
	Y. M. C. A	580 Burrard St.	683-2531	
	BARCLAY MANOR 婦人専用共同アパート	1447 Barclay St. 884 Buite St.	683-8873 685-8702	
	SANDMAN INN	180W Georgia St.	681-2211	
	MR. SPOT HOTEL	3484 Kingway	833-8255	
	VILLA HOWE	1335 Howe St.	688-8281	
カリガ市	YORK HOTEL	636 Centre St. South	262-5581	
	FRIENDSHIP INN-CASCADE MOTEL	16th Ave CROWCHILD TRAIL	289-2581	
エドモンソン市	MAYFAIR HOTEL	10815 Jasper Ave	424-7265	
	SANDMAN INN	17635 Stony plain Rd.	483-1385	
トロント市	ANNDORE HOTEL	15 Charles St. East	924-7381	
	EXEOUTIVE MOTOR HOTEL	621 KING ST.W.	362-7441	
	Y. M. C. A (Central)	40 College St.	921-5171	
	Y. W. C. A	80 Woodlawn E.	923-8454	
モントリオール市	Y. M. C. A	1441 Rue Drumond St.	849-5331	
	Y. W. C. A	1355 Ouest Boul Dorchester	866-9941	
	BERKLEY HOTEL	1188 Ouest Rue Sherbrooke	849-7351	
	AUBERGE WILL-OW PLACE INN	208 Main Rd.	458-4656	
	ARGOAT TOURIST LODGE	524 Shebrooke	842-2046	

料金は、大体次が目安です。(1981年9月現在)

YMCA・YWCA		1日	1週
個室	浴室なし	20~25 C\$	130~170 C\$
個室	浴室付	30 C\$	200 C\$

上記ホテル

上記ホテルは並級で料金は大体ツイン1室浴室付35~50 C\$。

なお、大家族向けの部屋は1ベッドに付10%増位。

長期滞在用キッチンネット付(小台所)は20%増位。

(2) 貸部屋(独身用)

移住者援助機関(ウエルカムハウス等)の紹介、新聞広告等により探すことが出来ますが、自分の足で歩き、"To Rent""For Rent"の看板が出ている家を直接訪ね、部屋を見て決める方がよいでしょう。

ア. 契約

家主と口頭契約が通常、食事2食付き家賃は週又は月単位払い習慣が多いといえます。

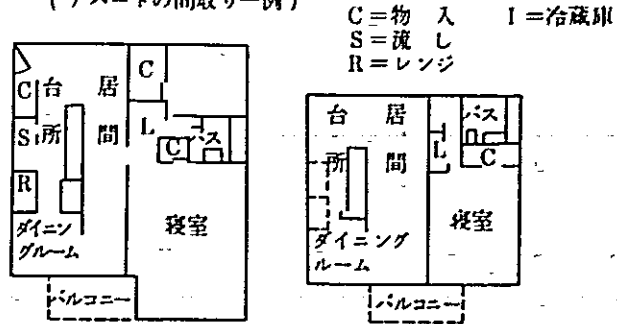
イ. 家賃(家具付間借56年8月現在)

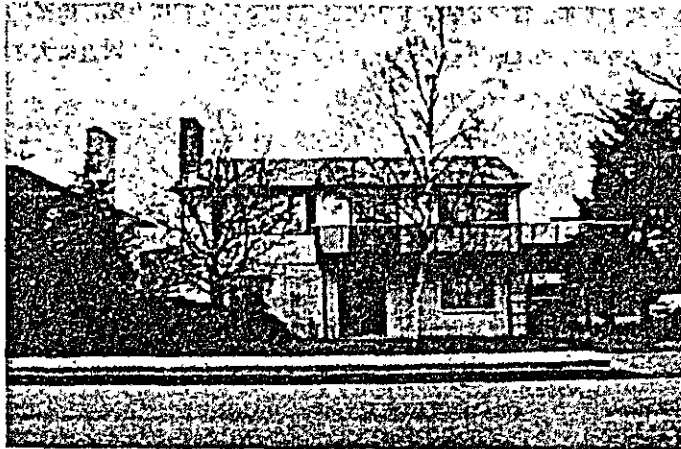
月当りC\$120~200程度(食事付き下宿はC\$300程度)

(3) アパート, フラット

1 Bedroomで400ドル程度が最も多く、日本のアパートと比較して高くなっていますが諸設備はかなり立派で、光熱費、水道料を家賃に含むところが多いようです。

(アパートの間取り一例)





標準的とされる一般住宅（B. C. 州バンクーバー市）

なお、権利金・敷金制度はありませんが、家賃前払が普通で12カ月分の家賃を前渡しする場合があります。契約書には詳細な入居条件が記されていますので、サインの前に熟読して契約する注意が必要です。

Two Bedroom 400C\$ One Bedroom 350C\$

- ・場 所 1204 Don Mills Rd. Toronto (トロント市近郊の住宅街)
- ・共同設備 洗濯室・プール・ロッカー
- ・台 所 電気レンジ・冷蔵庫・食器棚・カウンター
- ・部 屋 有線テレビ
- ・交通の便 地下鉄駅直行バス・バス停すぐ、ショッピングセンターすぐ

#### (4) 売 家

一般に日本と比べて“広大なカナダ”のわりには通勤圏が小さいため、都市近郊では土地の価格は高騰しています。不動産の購入に当っては、通勤時間のほか、場所柄（一般に、生活に便利な所は次第に低所得者が増加し、環境劣化する傾向がある）を見きわめる必要があるため、慎重に選択する必要があります。

トロントにおける58年現在の住宅の売買例は次のとおり。

中心部より通勤1時間～1.5時間圏内、レンガ又はコンクリート建、建築後10年、寝室8帖、10帖、居間20帖、台所6帖、浴室、一軒家、セミデタッチは地下室付、セントラルヒーティング。附近に大きなショッピングセンター、小中学校あり。

#### 価 格

コンドミウム	}	40,000 C\$～
アパート(2寝室)		
タウンハウス(2寝室)		55,000 C\$～
平家一戸建		100,000 C\$ (土地付)

#### 支払の方法

一括払のほか分割払が普通である。

頭金25%～(残金にかかる借入金返済負担能力により変動)

残金ローン 利息現在9.5%～

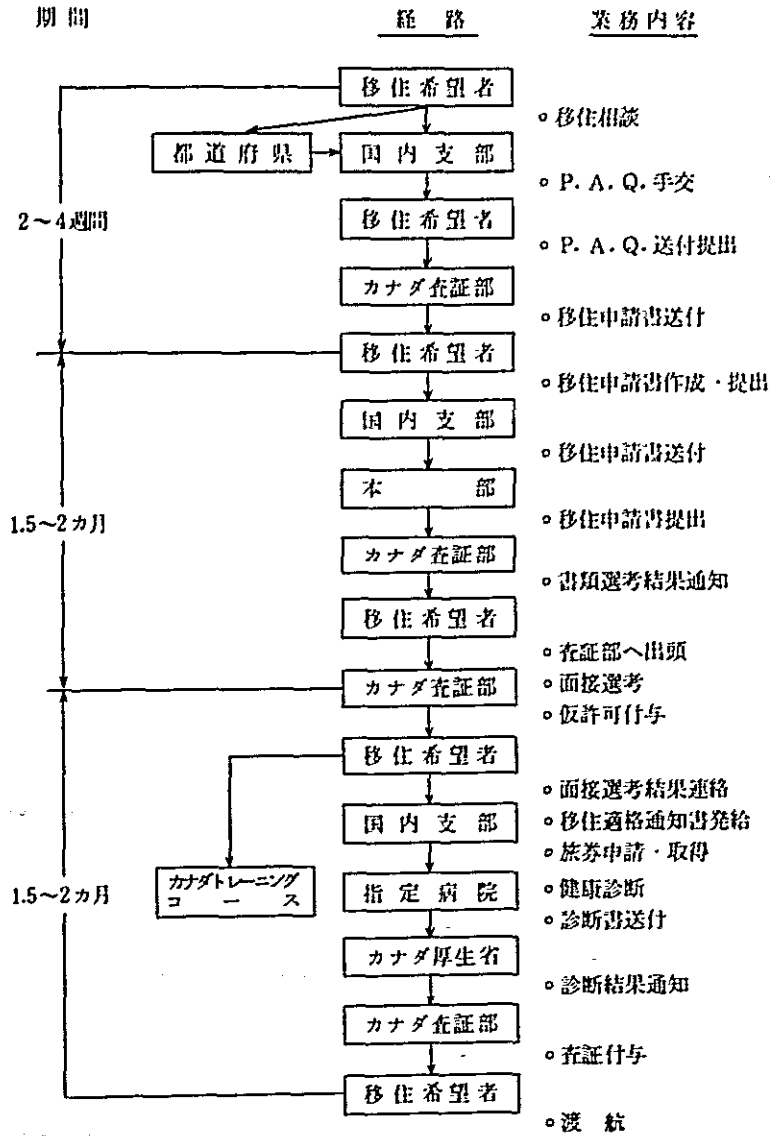
なお、家の購入には、税金、補修費、保険料が必要となり、ローンを利用した場合には銀行手数料も必要となることを頭に入れておかなければなりません。



## (参考資料)

1. カナダ移住手続業務の流れ .....	51
2. 履歴書についての考え方と書き方 .....	52
3. 在カナダ日本公館等一覧 .....	64
4. 日系組織・団体等一覧 .....	65
5. 主要エンプロイメント・センター事務所一覧 .....	66
6. 国際協力事業団国内機関一覧 .....	67
7. トロント・ダウンタウンマップ .....	68
8. 企業者移住のための「事業計画書」作成についての留意事項 .....	70
9. 短期ホームステイ制度「実施要領」(抄) .....	71
10. 州および準州の概観 .....	75
(付) カナダへの企業・自営業者の移住について .....	73

1. カナダ移住手続業務の流れ



## 2. 履歴書についての考え方と書き方

### はじめに

職を探すときに履歴書又はそれに該当するものが必要なことはカナダも日本と変わりはありません。しかし、日本と異なり、この国には履歴書の書式というようなものはありません。従って文房具店から履歴書用紙を買ってきて、空欄を全部うめて「上記のとおり相違ありません」というところにハンコをおせば、「ハイできあがり」というわけにはいきません。国内どこへ行っても通用する書式がないということは、不便なものであるが自分を効率的に売りこむ（職さがしにおいて最も大事なこと）ためには、どんな人間をも画一化してしまうおそれのある書式などはかえってじゃまになります。人それぞれ異なるように履歴書の書き方も個々人の希望職種、もっている技能、資格、経験によって異なったものとなるであろうし、またその個々人を受け入れる側の事業内容、受け入れ職種、その他によって、求職する人は、履歴書の書き方を工夫しなければなりません。つまり一般的な形式にとらわれず、自分を売りこむのに最も適した方法をみつけて、自由に書くのがよいのです。

しかし、そうは言うものの、長年、日本式の履歴書に慣れてきた人が「さあ、御自由に、あなたが一番良いと思う方法で」と言われても、一体どこから、どうはじめていいものか、とまどってしまう。しかたがないから、日本式の履歴書を英語に翻訳して「まあ、この程度で良からう」というところに落ちつくのであるが、これがそもそも間違いのもとです。

日本人とカナダ人では、求職する側にも、求人する側にも、物の考え方で異なる点がいくつかあります。そこで最も根本的な違いを明らかにし、それらが履歴書の上にどう反映してくるかを例をあげながら述べてみます。はじめにことわっておきますが、ここに述べることは技術移住者（何らかの技術をもって移住がみとめられた人）といわれる人たちを対象としています。

#### (1) Not Personality But Skill (人柄ではありません。技術です。)

つぎの日本人とカナダ人の事業主の言い分に注目して下さい。

日本人 「職場というのは何といたしましても人間関係が大切です。健康であることは言うまでもありませんが、職場のルールをよく守り、

同僚と協力し、まじめに長く働いてくれるならば、仕事の方は多少わからなくてもかまいません。本人にやる気さえあればわが社において十分教育いたしますから。」

カナダ人 「私の会社はビジネスをやっているんでして、社員教育や職業訓練をやる機関ではありません。ですから、少しのミスも無駄もゆるされません。仕事についてすぐその場で役立つ人でなければ困ります。経験のない人はおことわりです。」

要するにカナダ人事業主は、人を採用する時は

- (1) 審査の基準とするのは、応募者の人物や人柄ではなく彼（彼女）の持っている技術、能力や経験が自分の企業ないし団体にすぐに役立つかどうかであること。
- (2) 経験のある人を採用し、自分の企業で訓練はしない。  
それでは上に述べたことをふまえて、履歴書を書くには、一般的にはどんなことに注意したら良いでしょうか。

次のページに掲げる履歴書は、カナダに来たばかりの移住者が書いた英文履歴書の中からとり出したもので、最も典型的でかつ最も役立つ履歴書の例です（固有名詞は全部仮名、みやすいようにレイアウトも変更してある）。この履歴書をかりて、項目別に説明を加えてみました。

① RESUME

A Name: Yoshio Morinaga  
 Present Address: 59 High Park Avenue, Toronto, Ontario  
 M9V 1V9  
 ② Telephone: (416) 595-9595

B PERSONAL

- ① Date of Birth: February 20, 1948
- ② Place of Birth: Kita 10-jo, Nishi 8-chome, Sapporo, Japan
- ③ Family Relation: First son of Taro Morinaga
- ④ Marital Status: Married, 2 children
- ⑤ Weight: 57kg. Hight: 170 cm
- ⑥ Health: Good
- ⑦ Interest: Music, Reading and Baseball

C EDUCATION ②-①の順序

- ① April 1963 - March 1966  
 Sapporo Minami High Shool, Sapporo, Japan  
 ☆ — コース名 Diplomaの有無を入れる
- ② April 1966 - March 1970  
 Sokei University, Tokyo, Japan  
 Department of Engineering  
 Degree: Bachelor of Science (Architecture)

D Work Experience ③-②-①の順序で

- ① April 1970 - August 1975  
Designer  
 Yamato Kensetsu Co., Ltd. Tokyo, Japan
- ② September 1975 - April 1978  
Designer  
 Matsumoto Seisaku-sho Co., Ltd. Nagoya, Japan
- ③ May 1978 - August 1980  
Designer  
 The Ueno Design Office, Kyoto, Japan

E Reference

Masao Ito  
 2070 Eglinton Avenue West, Toronto, Ontario M1P 1N5  
 Telephone: (416) 333-2222

A タイトル

この項目に必要なことは、名前、生年月日、現住所で、みやすいように書く。

- ① RESUME 又は CURRICULUM VITAE というタイトルが一般的である
- ② カナダの用事の大半は電話で行なわれるから、職をさがす時は常に電話による連絡先をはっきりさせておかなければならない

B PERSONAL

- ここで絶対に必要なのは、①だけである。従って特に Personal の項目を設ける必要はない。①は Name と Present Address の間にもっていく。
  - ②③ あなたが、どこの生れであるか。誰れの息子(娘)であるかといった事柄に企業は全く関心がない。
  - ④ カナダの企業には家族手当の制度がないから、あなたが未婚であるか、既婚であるか、或いは子供がいるかいないかという情報は不要である。特に女性は、Marital Status や子供の有無を書くことと不利になることがあるから注意を要する。
  - ⑤ 特殊な職業(軍隊、警察、ガードマン、スチュワーデス etc)を除いては、職業(あなたの技術、能力)と身体のサイズは関係がないから、大抵の人は、書く必要がない。
  - ⑥ 事業主は、面接してから採用するのが普通であるし、仕事に応募する以上健康とみなされるから、⑥はあまり必要とはいえない。
  - ⑦ 企業が求めているのは、企業に役立つ技術能力であり、個人の趣味には、関心をもっていない。
- \* B の Personal の項目をどうしても書きたい人は、E のすぐ前に設けると良い。ただし、簡略にして、②③④⑤⑦を書くよりは永住権の有無、言語を記入する方がよい。

例 citizenship: Landed Immigrant from Japan Languages: English, Japanese

C EDUCATION

- 年代の新しい方を先に書く。最終学歴がトップにくる。②→①の順。

- 高卒以上の方は、小中学校の学歴は書かなくてもよい。
- ①においては、普通科とかいったコース名と High School Diploma (高校卒業証明書)の有無を書く。

例 *High School Diploma: General Arts.*

#### D WORK EXPERIENCE

履歴書の心臓部ともいうべき最も重要な項目である。ここも EDUCATIONの項と同じように、新しいものを先にする。③→②→①の順。

- モリナガ氏の履歴書のこの項の記述からわかることは、彼が、デザイナーとして、どこに何年間働いたかということだけである。一口にデザイナーといっても、具体的にはどんな仕事をしていたか— 何課にいたか、何をデザインしたのか、デザイナーの指導、養成なども行なったか— が、明らかでないし、職業における責任役割— 係は何か、役職についていたかどうか— も明らかではない。
- カナダに移住したばかりの人が、はじめて英文で書く履歴書に共通していることは、仕事の内容、責任・役割の記述が欠如している点である。これらがぬけた履歴書はカナダで職さがしをする場合、先ず役に立たないということを銘記すべきである。

これら Duties と Job Description については、2. Not General But Specific において詳しく説明する。

#### E REFERENCES

カナダで職をさがす時の身元保証人とは、あなたの人物、人柄を保証する人のことではない。あなたの持っている能力、技術がすぐれたものであることを保証してくれる人のことである。いかに名声のある立派な人に身元保証人になってもらっても、あなたがいかなる能力や技術をもち、どのような仕事ができるかといったことを具体的に説明できる人でなければ意味がない。

- 身元保証人として適しているのは、あなたの仕事ぶりをよく知っている以前に働いた会社の上司とか同僚であろう。
- 何名あげても良いが、三名までが限度といえる。
- 日本から照会状をもって来る時は、英文のもので、保証人が署名したも

のでなければならない。できればコピーをたくさん作って一枚一枚署名してもらってくるのがよい。

- 身元保証人のうち、できれば一人は、あなたの応募した会社の事業主（係）が電話で連絡をとれる範囲内にいる人をえらんでおくとい。
- 履歴書に保証人を記入しなくてもよいが、その時は請求があれば、いつでも、保証人をたてる用意があることを明記しておく。

例 *References: Available upon request*

その他、履歴書には、次のような項目が必要となることもある。

#### CERTIFICATE

技術の資格証明書（卒業証書がこれにあたることもある）或いは免許証をもっている人は、その資格、免許の取得年月日、場所を書く。移住の際、免許証、資格証明書は必ず持参し、カナダの名州政府がとりあつかっている機関で、英文（仏文）に翻訳証明をしてもらう。求職のために免許証、資格証明書を使うには、州政府が、正しいと証明したものでなければ効力がないことに注意する。

#### AWARD

賞を得たことのある人（特に自分の職業に関連したこと）は、受賞の対象となった事柄、賞名、受賞年月日、場所を書く。

#### PUBLICATION AND INVITED PRESENTATION

自分の専門職に関する研究論文を本として、或いは雑誌等に発表したり、講演を行なったことのある人は、テーマと発行（発表）の年月日と出版社、場所を記入する。

#### PROFESSIONAL MEMBERSHIP

もし、学術会議、専門職の協会等に所属している人は、会の名前と入会年月日、役員をしていれば、その旨も書く。

上記四項目を全部、或いはいずれか一つでも設ける必要のある人は、Dの Work experience と E の References の間に入れるのがよい。

#### (2) Not General But Specific (一般的ではなく、具体的に)

日本人の中には職業を聞かれると「会社員です」と答える人が多い。機械



技師であっても、営業員であっても、事務員、ガードマンであってもみんな会社員というカテゴリーに入るという現象は、カナダでは先ず考えられないことである。又、日本から移住してくる人の中に、世界的に名のおった大企業に勤めていたというだけの理由で、自分がすぐれているかのように錯覚している人がいるが、カナダの企業が人を採用する時に先ず知りたがるのは、あなたが何という会社に勤めていたかということではなく、あなたが、その会社で、具体的に何をやっていたか、どれ位経験があるかである。

そこで履歴書におけるWork Experienceの項が重要になってくる。ここにいくつかの例をあげて説明をくわえることにする。

## 例1

EMPLOYMENT

## ① December 1975-September 1979

SAITO Engineering Ltd. TOKYO Japan

Duties: Installation, maintenance and repair of air conditioner;  
drawing of electric wiring; electric construction

## ② December 1972-October 1975

YAMADA Electric Ltd. Tokyo, Japan

Duties: Repair and maintenance of electrical appliance

## ③ January 1966-September 1972

UEDA Radio Company, Tokyo, Japan

Duties: Repair and maintenance of electrical appliance

## ④ April 1964-April 1965

SANKO Electric Company, Tokyo Japan

Duties: Production of electric transformers

彼は、大体、どういう仕事をしていたかをおおまかにつかむことができるから、先に例をあげたモリナガ氏の履歴書よりは、はるかに良い。しかし、職種名、Position(多分 electricianであろう)がぬけている。また②と③でやった仕事は全く同じということはあるまいだろうから、electrical appliance をもう少し詳しく書いて変化をつけるとよい。

## 例 2

EMPLOYMENT HISTORY

April 1971-July 1979

所在地を入れる  
(都市名だけでよい)

Fuji Heavy Industries Ltd. Aircraft Division.

I have performed the following types of work:

1. Aerodynamic analysis for helicopter (3 years)
2. Equipment design for the VTOL aircraft (1 years)
3. Landing gear design for the twin engined aircraft (41/4 years)

会社の所在地がぬけているので気をつけなければならない。こういう風に文章風に書くのも良い。彼の職の場合、特殊であるから、できれば、もっと詳しい Job description を書いて履歴書に添えて提出するとよい(例4, 5 参照)

## 例 3

WORK EXPERIENCE

May 1976-July 1980

Valve Designer

ODA Valve and Industrial Company Ltd. TOKYO, Japan

ODA Valve and Industrial Co., Ltd. is primarily a manufacturer of kinds of valves for industrial plants, marine use and water-works.

The company designs and manufactures the valves with Industrial Standards such as JIS, JWWA, AWWA, ANSI, BS and DIN.

As a designer, I was working at planning section of the company designing valves mainly for water-works. Not only I designed and remodeled regular valves, but I worked for developing new products.

April 1973-April 1976

Valve Designer

SANO Valve Company Ltd. KOBE, Japan

The company is a manufacturer of valves specializing in water-works.

As a designer, I designed special type of valves as well as standard valves.

April 1969-March 1973

FURUICHI Seisaku-sho, TOKYO Japan

The company basically manufactures similar type valves as ODA Valve and Industrial Co. Ltd. of the above.

During four years of employment at the company, mainly working for the section of special designing, I was trained to be a valve designer.

Work experience の項に Job description も入れた例である。Education その他の項にあまりスペースを必要としたい時は、こういう書き方ができる。

例 4

Place of Employment: Self employed

TARO'S Hayama-machi, KYOTO, Japan

As an owner of TARO'S, I designed racing-bikes and cars, street motorcycles, and side-cars which were recognized as very unique designs in Japan and often introduced in the major journals and magazines.

Place of Employment: INOKUCHI Kogyo Co. Ltd.

Yokohama, Japan

INOKUCHI Kogyo Co., Ltd. is a company for piping and airconditioning with 1000 employees. Yokohama head office of the company has ten project teams for big scale construction.

The customers of the company are Japanese major architectural industries such as Taisei Kensetsu Co. Ltd., Kashima Kensetsu Co. Ltd., Fujita Kogyo Co. Ltd. etc.

I was one of the designers and a construction supervisor of the team.

Place of Employment: MIKI Co. Ltd.

Tsurumi, Kanagawa, Japan

MIKI Co Ltd. was a manufacture of automatic control switch for air conditioning and transistor types of machines.

My parent was an owner of the company and I assisted in his business as a co-owner.

これは履歴書に添えて提出した Detailed Job Description の一部である。

特に仕事の内容が広範囲にわたっていたり、複雑な場合にはこのような Job Description を添付するとよい。

## 例5

DESCRIPTION OF THE WORK PERFORMED

Between the years of 1963 and 1979, I worked at the Department of Development of KANTO Optical Glass Manufacturing Co. Ltd. The followings are the types of work I performed as a member of the department of the company.

KANTO Optical Manufacturing Co. Ltd. is essentially a manufacturer which develops new optical glass and introduces a various kind of optical glass.

Although the company receives the requests from other manufacturers to develop new products, such a development is usually done independently. The company examines recent development of the area and get some ideas from the patents for its own new products, and sometimes takes initiative in joint venture with other manufacturers.

In developing a new product, we, the members of the departments, collect necessary information, investigate the possibilities and plan details of prospective project. Based on the preliminary research, we organize a team for the particular project and start to experiment for the development of the new product. We analyse the result of the experiment and discuss whether we carry out the project. Once decided, the project is in full operation.

Besides developing new products, we also deal with improvement of manufacturing method and quality control.

これは二ページにわたって書かれた仕事内容の記述の一部であるが特に特殊な職業や高度の知識や技術を必要とする専門職の場合は、上のような論文形式のDescriptionのやり方も考えに入れておくと良い。

## 例6

EXPERIENCE:

Jan. 1975 ~July 1979	SAKURAI Co., Ltd. YAMATO City, KANAGAWA, Japan Programing Section
-------------------------	--

Position: Programmer

Duties: - Key board interpreter for (8008 - 8080)  
- Data communication system with Minicomputer and Microcomputer

- Soft wear for coordinate analysis equipments for embroidery type sewing machines.  
Knitting machines and milling machines.
- Floppy disk for files control.
- Cord converter and paper tape editing for various machines.
- Using PDP-11 and microcomputer.

June 1972 ~Sept. 1973	Nippon HATTEN Kogyo Co. Ltd. Tokyo, Japan <u>Position:</u> Electronic circuit designer <u>Duties:</u> Electronic circuit design for photo-cells
--------------------------	---

Nov. 1968 ~March 1972	Electronic Computation Centre, KAWASAKI University Tokyo, Japan. <u>Position:</u> Operator <u>Duties:</u> Specialist assistant, information for students; program consultant, development system. Using IBM.
--------------------------	--

簡潔によくまとまり、しかも必要事項を全部網羅したよい例である。履歴書を一ページ以内におさめる時（大抵の人は二ページで間にあう）でも、Work Experienceの項はこの程度のスペースは必要なことを念頭におくべきである。

#### 終りに

なぜWork Experienceを詳細に書いたりJob Descriptionを必要とするか。

カナダでは入社試験に該当するものは、先ずないが、履歴書を送ってから面接にこぎつけるまでが一苦勞である。

一般に求人側では人事課にあたる部門の人たちが、応募者から送られてきた履歴書の中から適当と思われるものをピックアップして面接に呼ぶべき人を決定するのであるが、係の人は、限られた時間内に多くの履歴書に目を通さねばならないので、先ずはWork Experienceを読むという。中には、Experienceだけ読めば十分と言っている人もいる。従って履歴書の中で、

あなたが勤勉で、努力家でかつ健康で明朗快活であることをいくら強調しても、あなたはいかなる能力と技術をもっているかを詳細、かつ具体的に述べていなければ、面接に到達することは不可能である。

さて、首尾よく面接に呼ばれたと仮定しよう。たいていの移住者は、ことばの上でハンディがあるから面接委員に会う前に大体、どのようなことが質問されるかを予想し、準備していかなければ、面接の場で立往生してしまう。

面接をして人を採用する時、求人側では、事業主や重役が応募者の面接に立ちあうことは少なく、多くの場合、求めている職種に詳しい専門の人が面接委員として出てくる。そこで、面接委員の質問が自分の知らない分野に及ばないように「自分は、この範囲でこれだけのことができる」ということを明確に示しておいた方がよい。一般的にいて面接委員という人は、応募者の提出した履歴書にもとづいて質問するのが普通で履歴書と全く関係のないことを質問したりしない。ということは即ち面接される側は、面接する側に十分な情報を与えることによって、面接委員の質問内容を前もって予測し、コントロールすることができるであろう。

以上、履歴書を書くときの心がまえと効果的な書き方について述べてきたが、何と言っても大事なことは「自分をいかに売りこむか」ということである。このためには求人側は一体何を求めているかを徹底的に研究して対策をこうじなければならない。履歴書が職さがしにおける成功の重要な鍵をにぎっていることを強調したい。

## 3. 在カナダ日本公館等一覧

名 称	所在地・電話番号・管轄区域
在カナダ日本大使館 Embassy of Japan	255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario, Canada, K1M 9E6 (613) 233 - 6214
在モントリオール総領事館 Consulate-General of Japan	Suite 2701, 1155 Dorchester Blvd. West, Montreal 102, P.Q., Canada. (514) 866 - 3429 〔ケベック州, ニュー・ファンドランド州, プリン ス・エドワード・アイランド州, ノバ・スコシア 州, ニュー・ブランズウィック州〕
在トロント総領事館 Consulate-General of Japan	Toronto-Dominion Center, Suite 1803, P. O. Box 10, Toronto 111, Ontario, Canada. (416) 363 - 7038 (オンタリオ州)
在バンクーバー総領事館 Consulate-General of Japan	1210 - 1177 West Hasting St. Vancouver 1, B. C., Canada. (604) 684 - 5868 (ブリティッシュ・コロンビア州, ユーコン準州)
在ウィニペグ総領事館 Consulate-General of Japan	301 Tribune Bldg., 257 Smith St., Winnipeg, Manitoba, Canada. R3C 1K9 (204) 943 - 5554 (マニトバ州, サスカチュワン州)
在エドモントン総領事館 Consulate-General of Japan	Suite 2600, 10020 - 100 th St., Edmonton, Alberta, Canada. (403) 422 - 3752 (アルバータ州, ノースウエスト準州)
国際協力事業団トロント 駐在員事務所 Annex Office, Con- sulate General of Japan (JICA Representative)	145 King St. West, Aetna Canada Centre, Suite 2630, Toronto, Ontario, Canada, M5H 3K4 (416) 364 - 1627




## 4. 日系組織・団体等一覧

## (1) 地区別日系団体

(59年2月現在)

地 区	名 称	所在地・電話番号
Vancouver	移住者の会	P. O. Box 69012 Station K, Vancouver 324 - 1254
	隣 組	573 East Hastings St. Vancouver 255 - 2651
Toronto	新移住者協会 (NJCA)	P. O. Box 384 Station U., Toronto
Montreal	日本語センター	3546 Dorocher St. #14, Montreal 365 - 4656
Alberta	南アルバータ 新移住者協会	P. O. Box 530, Vauxhall, Alberta 654 - 2826
	カルガリー 新移住者協会	130 32 Av., N. E. Calgary 276 - 5069

## (2) (JICA) カナダ移住協力員

協 力 員	住 所 ・ 電 話 番 号
 Eguchi Shizuko 江口 静子 (1970年水質分析化学 技術者として移住)	1305 Ontario Street, No.1802, Burlington, Ontario. L7S 1Y1 416 - 634 - 7395
 Kage Tatsuo 鹿毛 達雄 (1975年B.C. 大学研究 員として移住)	C/O MOSAIC 1161 Commercial Driv, Vancouver, British Columbia. V5L 3X3 604 - 254 - 9626
 Masuda Tatsuru 増田 樹 (1977年歯科技工士と して移住)	130 32 Ave. N. E., Calgary, Alberta. T2E 2G5 403 - 276 - 5069



## 5. 主要エンプロイメント・センター事務所一覧

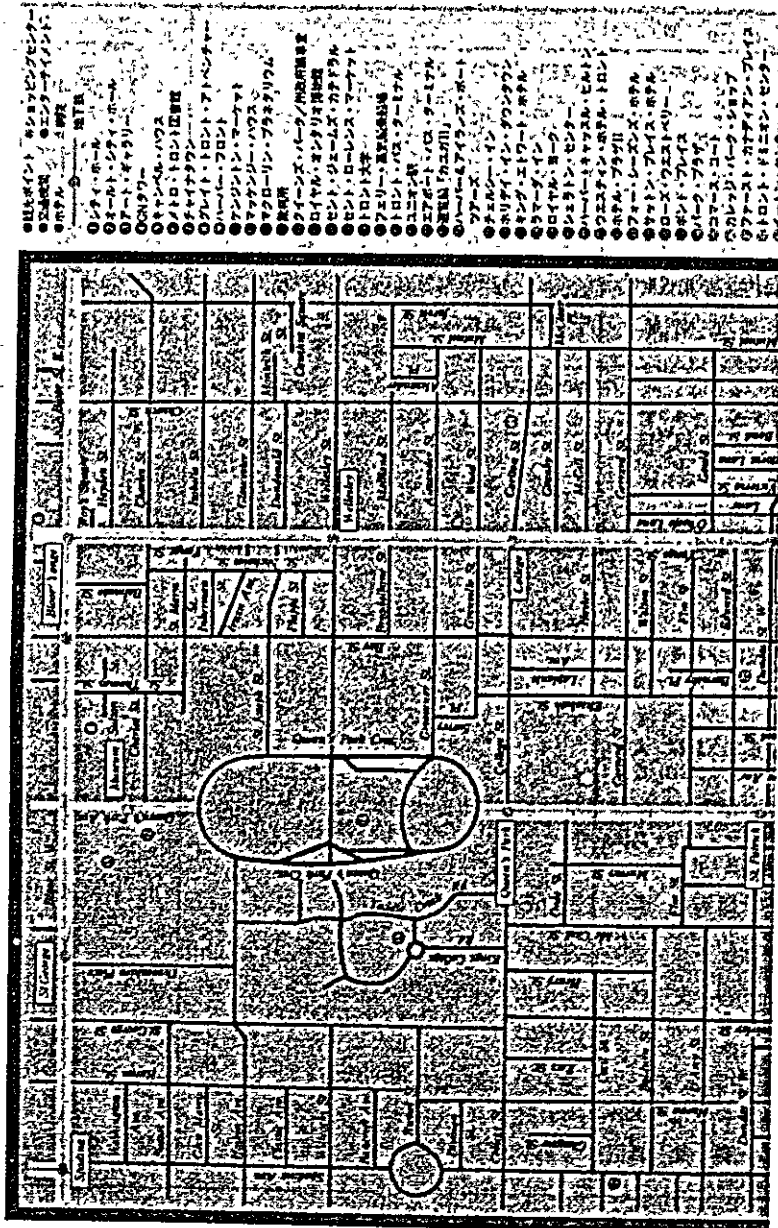
Centre	Address	Telephone No
Montreal West Employment Center	4060 St. Catherine St. W. 5th. Floor Montreal, P. Q	283 - 6655
Winnipeg CEC	344 Edmonton St. Winnipeg Manitoba	985 - 5326
Edmonton CEC	10210, 107th Av. St., Edmonton, Alberta	425 - 6218
Calgary CEC	510, 12th Av. S. W. Calgary, Alberta	231 - 4021
Vancouver CEC	1110 W. Georgia St. Vancouver, British Columbia	681 - 8253
CEC Toronto Center	180 Wellington St. West Toronto, Ontario	(416) 484 - 5702

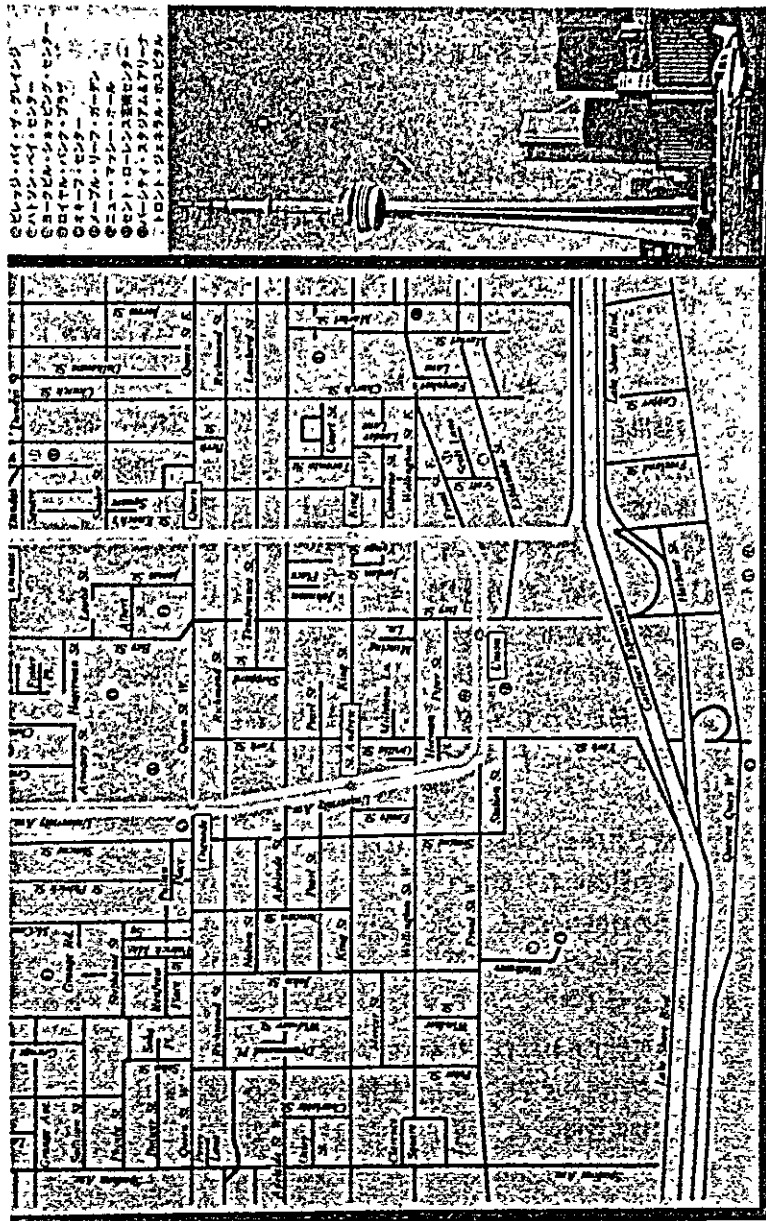
CEC = Canadian Employment Center

## 6. 国際協力事業団国内機関一覧

機 関	所 在 地	電 話
移住計画調査部 移住事業部	〒160 東京都新宿区西新宿2-1 新宿三井ビル内 私信箱216号	03-346-5349
<u>仕 属 機 関</u>		
海外移住センター	〒235 横浜市磯子区西町16-5	045-751-1121(代)
海外移住研修所	〒371-02 群馬県勢多郡宮城村大字柏倉字 藤ノ口4114	0272-83-3225(代)
<u>国内支部・担当地域</u>		
北海道支部 (北海道)	〒060 札幌市中央区北一条西5 (北一条ビル内)	011-221-6661(代)
東北支部 (岩手・岩手・宮城) (秋田・山形・福島)	〒980 仙台市一番町一丁目3番1号 (日本生命仙台ビル8F)	0222-23-5151(代)
関東支部 (新潟・茨城・栃木) (群馬・埼玉・千葉) (東京・山梨・長野) (神奈川・静岡)	〒160 東京都新宿区本塩町8-2 (住友生命四ノ谷ビル内)	03-359-8281(代)
中部支部 (富山・石川・岐阜) (三重・愛知・福井)	〒460 名古屋市中区丸の内2-4-7 (県産業貿易館西館内)	052-221-7103(代)
関西支部 (滋賀・京都・大阪) (奈良・和歌山・兵庫)	〒530 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル8F)	06-345-3621(代)
中国支部 (鳥取・岡山・島根) (広島・山口)	〒730 広島市中区中町7番32号 (日本生命広島ビル8F)	0822-47-2581(代)
四国支部 (香川・愛媛・徳島) (高知)	〒760 高松市番町5-1-22 (観光ビル内)	0878-33-0901(代)
九州支部 (福岡・佐賀・長崎) (大分)	〒812 福岡市博多区博多駅前2-9-28 (商工会議所ビル内)	092-451-3380(代)
熊本出張所 (熊本・宮崎・鹿児島)	〒860 熊本市花畑町1-4 (熊本東京生命館内)	096-322-1315(代)
沖縄支部 (沖縄)	〒900 那覇市西3-10-102	0988-68-0136(代)

### 7. トロント・ダウンタウンマップ





### 8. 企業者移住のための「事業計画書」作成についての留意事項

以下の指針は移住を目的とした企業とは何かを明確にし、さらに事業計画書を準備しようとする移住希望者を援助することを念頭において作成されたものである。

1. 申請者の氏名、住所
2. 構想している企業の内容  
構想している計画の内容をできる限り具体的に述べること。
3. 企業の精確な場所  
住所、不動産の法的表示、さらに地図もあればなお望ましい。
4. 経営  
固定する職歴、および経営経験。
5. 被雇用者  
常勤職員数、季節労働者数、さらに、年間の季節的雇用を要する月数。
6. 市場  
市場の概要を述べるさいに以下の点を含めること。
  - a) 需要と供給、資材の供給者名、新企業の見通し、可能であればこの点を証明する書面を添付すること。
  - b) 既に競争相手が存在している場合にはそれを具体的に明記すること。
  - c) この構想されている企業が同一地域内に存在する企業に対して与える影響を明らかにすること。
7. 連絡先  
可能であれば、以下の氏名、住所を記すこと。
  - この計画の取引銀行担当者
  - この計画の会計士
  - この計画の法律顧問
8. 財務情報  
提出可能であれば以下のものを添付すること。
  - a) この計画が現存の事業と直接関連するものである場合には、過去3年の財務報告書。
  - b) カナダにおける個人の純資産一覧表に基づいたカナダにおける支払い能

力を証明する書類。

c) 予想に基づく財務報告書

これには以下のものを含めること。

- 繰越残高表
- 操業より満1カ年後の貸借対照表
- 操業より満1カ年間の予想に基づく損益計算書
- 操業より満1カ年間の四半期毎のキャッシュフローの計算書

(注記)

計画如何に係らず、商業活動として成り立ちうるものであることを明示しなければならない。

9. 短期ホームステイ制度「実施要領」(抄)

(注 条文中の甲は新移住者協会、乙は協力者、丙は利用者を示します。)

第3条(利用者の心構え)

- (f) 丙はホームステイするに当たっては、乙が善意から本制度に協力奉仕しているものであることを十分に認識し、常に乙の生活に支障を及ぼすことのないよう節度を保って行動するものとする。
- (g) 丙は乙の家屋、施設を破損、汚損した場合には損害を賠償しなければならない。

第4条(ホームステイの限度と開始日)

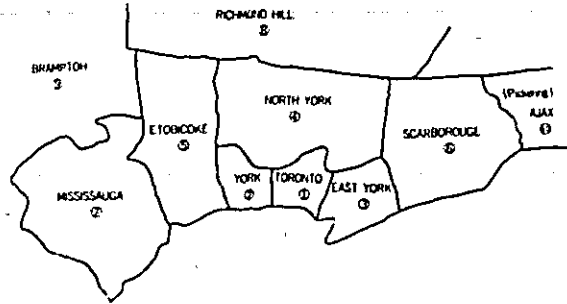
- (f) ホームステイの限度は原則として2週間以内とする。
- (g) ホームステイの開始日は乙がオンタリオ州に到着した日の次の日以降とする。

第5条(利用申し込み)

- (f) 丙が本制度を利用しようとする時は、甲の定める様式(JICA日本国内支部、海外移住センターに用意されている。)により申し込みを行なうものとする。
- (g) 甲は丙から申し込みを受けた時は、乙に通知して乙の受け入れ都合を確かめ、甲の定める様式により丙に通知する。

第6条(申し込みの確認と自動キャンセル)

トロント地区短期ホームステイ  
協力者名簿 (1982年12月30日現在)



提供ルーム内容 - 1982年12月30日現在 -

協力者名 No.	地域	期間	料金	使用	風呂	予定種	台所	トイレ	バス	洗濯機	冷蔵庫	暖房	内灯	TV	家具	クウ/クワ/マ
1	④	(CS) 1	(CS) 1人 100	単身、夫婦、子供可	戸建	ベースメント	専用	専用	専用	共	専用	アツ	ナン	ナン	アツ	(D) 35
2	④	1	100	夫婦、子供可	*	*	*	*	シャワーのみ	*	*	*	*	*	*	20
3	④	1	100	単身	*	*	*	*	共用	*	*	*	*	共用	*	60
4	④	2	200	単身、夫婦	マンション	(1F) 共用	共用	共用	*	*	共用	*	*	専用	*	40
5	④	1	100	単身、女性	*	*	*	*	*	*	専用	*	アツ	共用	*	60
6	④	1	100	*	戸建	ベースメント	*	*	*	*	共用	*	*	*	*	50
7	④	1	100	単身、夫婦	*	1階	*	*	*	*	*	*	*	*	*	10

\*地域別は上表をご参照下さい。

- (f) 丙はホームステイ利用申し込み後、利用開始予定3週間前までに乙に対して利用再確認を行わなければならない。
- (g) 10日前までに前項の利用再確認が届かなかった時は、丙の利用申し込みは自動的にキャンセルされたものと見なすものとする。

第7条(利用料)

- (h) 丙はホームステイに先立ち、甲が通知する利用料を甲に納入しなければならない。
- (i) 甲は前項の利用料から、通信連絡その他本制度運営に必要な実費として別に定める割合の額を控除した後の全額を乙に送金するものとする。
- (j) 契約期間内における中途退出の場合、原則として利用料は返却しない。

第8条(経費の利用者負担)

丙は、乙が甲に申し出た協力内容以上の奉仕を乙から受けた時は、それに要した実費を乙に支払わなければならない。(食費、交通費、電話代など)

#### 第10条(その他)

丙は携行荷物船荷証券(B/L)送付先、および社会保険加入手続き時の住所申告のために乙の住所を利用することが出来るものとする。

\*第1条(目的)、第2条(協力者の登録);第9条(紛争の裁定)の条文については掲載を省略。

#### カナダへの企業・自営業者の移住について

まず、投資とか、事業とかいうと、当然ある程度の大資本あるいはかなりの規模の事業でなければならないとお考えになるだろう。もちろん多ければ多い程、大きければ大きい程結構であるが、ここで対象とするものは、必ずしも大規模である必要はない。

今回大臣談話で発表され、1984年1月1日から発効になる新方策では、企業者とは、(1)自分以外に最低1名(今までは5名)のカナダ人または永住者を雇用する機会を創出するような事業を始めるか、買収するか、または所有のため投資をする意志と能力のある人。(2)その事業がカナダ経済に寄与すること著しいもの。(3)その事業に積極的に参画する人、と定義され、自営業者とは(1)自らの雇用を創出する事業を始めるか、買収する意志と能力のある人で、(2)その事業がカナダ経済もしくは文化、芸術面で著しい貢献をすること、と定義されている。したがって、ごく漠然とした言い方では、カナダのためになる事業をする意志と能力と資金を持っておられる方はすべて対象になるということである。

具体的には各種の卸小売の販売業に始まり、理髪美容業から園芸、種苗業、加工、修理、製造業、工事請負業、レストラン、ホテル、モテル、娯楽施設の経営など殆んどあらゆる業種が考えられる。今までの技能移住希望者はこうした事業に被雇用者たることを望まれたわけだが、こうした事業での知識・技能経済をお持ちの方は、被雇用者になるのではなく、自分で事業を始めるといふ発想の転換をしていただければよいのである。過去日本からの移住者で成功された人はたいてい遅かれ、早かれ自分で事業を始めら



れた人であることを思えば、移住のためには却ってそういう気持が必要なのではないだろうか。

ただし、事業をするための資金を必要とすることが問題であるが、土地など不動産価格が高く、マンションの一室でさえ、2千万円も3千万円もする日本の都会で事業を始めるよりは少ない資金でもよい場合があるのではないだろうか。「最低どのくらいの資金を必要とされるのか」はよく受ける質問だが事業の規模、種類および地域によって千差万別であることは申すまでもないことで、ケース・バイ・ケースと申し上げるより他ない。

(移住部門機関誌「海外移住」No.429 — 永野一郎氏寄稿 — より抄録)

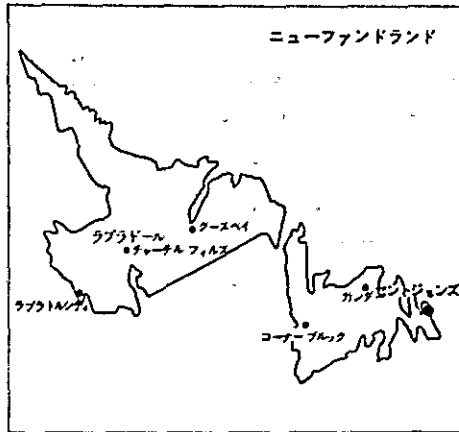
## 10. 州および準州の概観（10州，2準州）

—1981年カナダ雇用移民省刊「カナダ案内」より—

ニュー・ファンドランド州 ニュー・ファンドランド島と大陸部のラブラドル

ル地方からなる州。州都はセントジョンズ。人口52万人のうち約99%がイギリス系である。島の気候は温暖であるが、ラブラドル地方は、1年のうち半年も雪におおわれ、厳しい気候である。

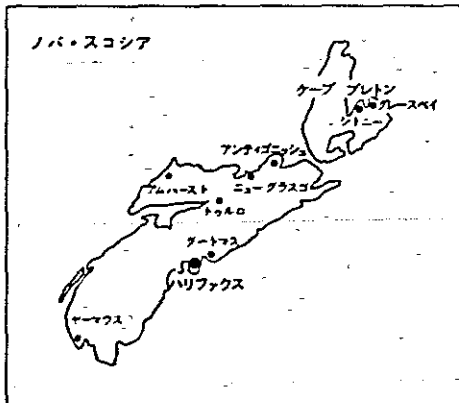
〔産業〕主要産業はパルプ、製紙業である。世界最大の水力発電プロジェクトも有名。漁業もさかんである。



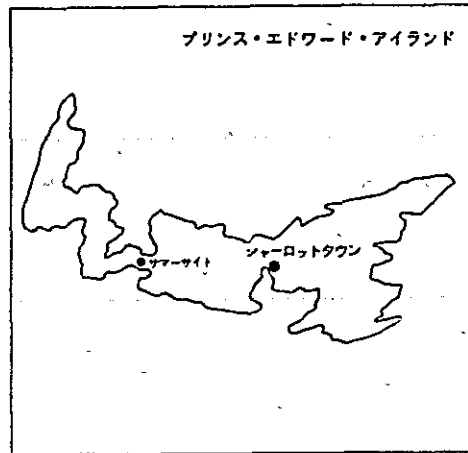
ノバ・スコシア州 大陸部の半島とケープブレトン島からなる州。州都はハリファクス。

人口約80万のうち約80%がイギリス系。気候は温暖で、心地よい暖かい夏があり、1年中雨が深い。

〔産業〕住民の大部分は漁業に従事している。農業、鉱業、製造業も行なわれている。



プリンス・エドワード・アイランド州 この州の面積はカナダ最小で、長さは224 km、平均巾は32 kmでセントローレンス湾に浮かぶ。人口約110万でそのうち約79%がイギリス系、17%がフランス系、気候は一般に温暖湿潤。州都はシャーロットタウン。〔産業〕肥えた土壌と温和な気候で農業はかなり発展している。ジャガイモは大陸中でも有名。イセエビ漁はこの島の住民の重要な収入源となっている。カキも品質がよく有名。



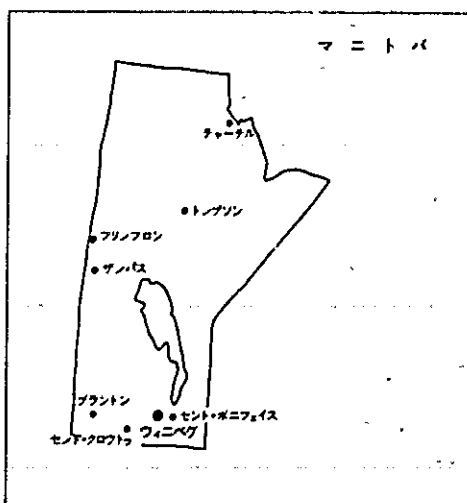
ニュー・ブランズウィック州 この州は北と南の二方を海で囲まれ、気候は温暖で降雨のため森林がよく成長している。州都は木立ちと魅力的な公園のあるフレデリクトン。人口は約63万人のうち64%がイギリス系、34%がフランス系である。〔産業〕木材の切り出し、漁業、鉱業などのほか、これらの関連製造業が盛んである。





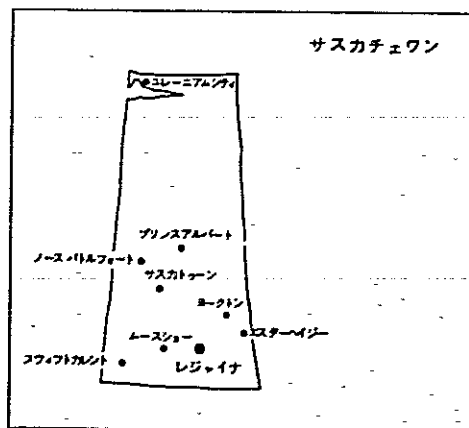
マニトバ州 カナダ西部州の最も東にあるフランスより少し大きな面積をもつ州。人口約99万人。40%がイギリス系である。州都はウィニペグ。冬は寒く、夏は高温、乾燥と季節による気候の変化が著しい。

〔産業〕農業、製材業と並び鉱業がさかんで、多くの金山、銅山がある。最近、大規模なニッケル鉱がトンブソンで開発されている。



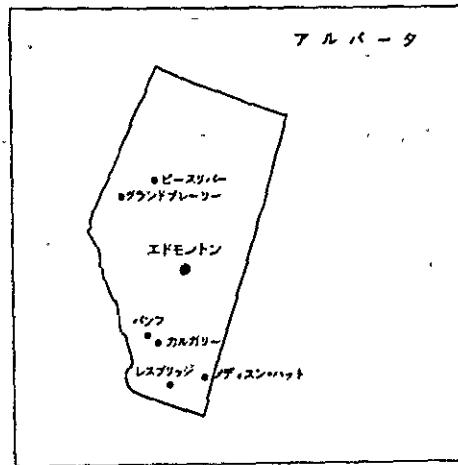
サスカチュワン州 平原州の中央にあり、面積はマニトバ州よりやや大きく、アルバータ州より小さい。人口は約93万人で40%がイギリス系である。州都はレジナ。湖と川が10万以上もあり、州の南部3分の1は小麦畑である。

〔産業〕主要産業は農業で、カナダの小麦の60%以上がここで栽培されている。鉱業もさかんで、カナダの石油総生産の約20%を生産している。世界最大の埋蔵量をもつカリ、カナダで唯一のヘリウム天然資源も有名である。



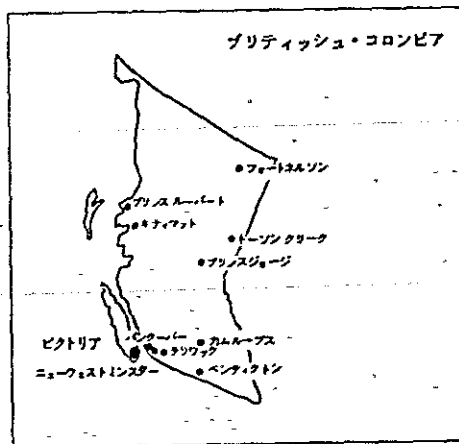
アルバータ州 平原3州のうち最大の州で、人口は約160万人、約50%がイギリス系である。州には数限りない湖がある。州都はエドモントンで、最大の山岳公園ジャスパー国立公園がある。

〔産業〕農業、製材業、工業、特に鉱業がさかんで、石油、天然ガスの生産量はカナダで第1位である。



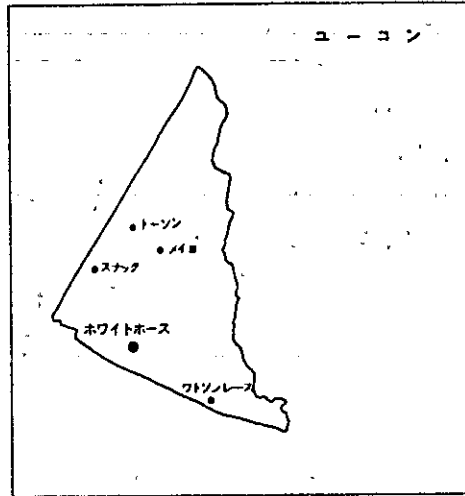
ブリティッシュ・コロンビア州 カナダの西海岸にある州（沿岸の島々も含む）、州都はビクトリア。人口は約220万人で50%がイギリス系である。州の4分の3近くが森林である。気候は大変に穏やかである。

〔産業〕カナダ第1位を誇る製材業と漁業がさかんである。カナダ第2位の水力資源による水力発電開発もさかんである。



ユーコン準州 最もアラスカよりにある州。州都はホワイトホース。人口は約2万人で約50%がイギリス系である。気候は変化に富んでおり、夏は暖かく冬は非常に寒い。

〔産業〕鉱業が主要産業である。ついで漁業とトラッピング(ワナによる捕獲)と観光もさかんである。



ノースウエスト準州 北極群島の島々を含め、カナダの3分の1の面積を占める州。州都はイエローナイフ。人口は約3万5千人。樹木地帯以南では、夏は暖かいが、これより北方に行くと、極地気候である。4月～10月には1日の日照時間が20～24時間にも及ぶ。

〔産業〕豊かな鉱物資源があるにもかかわらず、ほとんど手がつけられていない。





資料提供：カナダ国、同オンタリオ州政府(観光省)ほか。

企画：移住事業部国内事業課、編集・制作：財団法人国際協力サービス・センター





国際協力事業団

東京都新宿区西新宿2-1 新宿三井ビル内 私書箱216号  
電話 (346) 5349 (直)

